

第2次 東海市環境基本計画

2017 ▶ 2024

平成29年度

平成36年度



未来につなぐ
美しいふるさと東海



平成29年3月
東海市





【東海市市民憲章】

私たちは、古い歴史と輝かしい未来をもつ東海市の市民です。
私たちは、よい市民となり、いっそう豊かで住みよいまちをつくるために、
ここに市民憲章をさだめます。

- 緑と花につつまれたきれいなまちをつくりましょう
- 笑顔にみちた心のかよう家庭をつくりましょう
- ゆたかな心を養い すこやかなからだをつくりましょう
- 進んできまりを守り よい習慣をつくりましょう
- 元気で働き 明るいしあわせなまちをつくりましょう

【東海市都市宣言】

平成22年3月4日

- | | |
|---------------------|------|
| ○ ひとづくりと平和を愛するまち東海市 | ふれあい |
| ○ 子育てと結婚を応援するまち東海市 | 安心 |
| ○ 生きがいがあり健康なまち東海市 | いきいき |
| ○ 緑と洋ランにつつまれたまち東海市 | 快適 |
| ○ にぎわいあふれ個性輝くまち東海市 | 活力 |

はじめに

本市では、平成26年4月にスタートした第6次総合計画の将来都市像である「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」の実現に向け、元気なまちづくりを進めています。まちづくりの基礎となる総合計画の理念を環境面から実現する計画として、平成19年度に第1次環境基本計画を策定しました。この度、前計画が終期を迎えたことから、深い関わりのあるごみ処理基本計画や、緑の基本計画との連携を図りながら、第2次環境基本計画を策定したものです。



第2次環境基本計画では、前計画の将来像である「未来につなぐ 美しいふるさと東海」のビジョンを継承し、快適な市民生活の再生と創造のまちづくりの方向性を示すとともに、多くの人々が、環境に配慮した行動を実践し、身近な場所での生き物とのふれあいや、感動が生まれる取り組みを進めてまいります。

また、市民、事業者、地域・団体、行政が相互に連携・協働して、様々な世代の人が健康に暮らすことができる美しいふるさと東海市を、子どもたちに届けるよう努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案を頂きました市民の皆様を始め、推進委員会、環境審議会など関係者の皆様方に対し心から感謝を申し上げますとともに、今後の事業推進に一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年3月

東海市長 鈴木 淳雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の役割と位置づけ	2
（1）計画策定の趣旨	2
（2）計画の役割と位置づけ	2
（3）計画の期間	4
（4）計画の対象範囲	4
（5）計画の推進主体	5
2. 環境を取り巻く社会情勢	6
（1）低炭素社会の推進と気候変動への適応	6
（2）再生可能エネルギーの推進	7
（3）循環型社会の推進	7
（4）生物多様性の危機と身近なみどりへの期待	8
（5）安心・安全意識の高まり	9
（6）市民・事業者の参画の高まりと持続可能な社会を担う人づくりの推進	9
第2章 東海市の現状と課題	11
1. 東海市の概況	12
2. 人口	13
3. 東海市の現状と課題	14
（1）各分野における取り組み状況・現状	14
（2）主な課題のまとめ	22
第3章 計画のビジョン	23
1. 目指す環境ビジョン	24
（1）東海市の将来都市像	24
（2）環境ビジョン	25

第4章 環境の柱ごとの基本的な施策	27
1. 体系図	28
2. 環境の柱と環境分野ごとの目標	30
3. 重点プロジェクト 環境教育	32
4. 成果指標について	36
5. 環境の柱と環境分野ごとの主な取り組み内容	37
環境の柱1 環境教育	
環境分野1 環境教育	37
環境の柱2 環境対策	
環境分野2 大気・ばいじん	39
環境分野3 悪臭・騒音	41
環境分野4 水質	43
環境の柱3 環境保全・再生・創造	
環境分野5 地球温暖化対策	45
環境分野6 環境美化	47
環境分野7 緑・水・生き物	49
環境の柱4 循環型社会	
環境分野8 3R活動	51
環境分野9 適正排出・処分	54
こんなことからできる！あなたの環境行動	56
第5章 計画の推進方法	59
1. 推進体制	60
2. 進行管理	61
参考資料	63
1. 東海市環境基本条例	64
2. 計画策定の検討経過	68
3. 東海市環境審議会	70
4. 東海市環境基本計画推進委員会	72
5. 東海市環境基本計画庁内会議	75
6. 用語解説	77
7. 成果指標の算出方法	80



第 1 章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の役割と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成17年に「東海市環境基本条例」を制定し、この条例に基づいて、平成19年度に「東海市環境基本計画」を策定しました。これまで本計画のビジョンである「未来につなぐ 美しいふるさと東海」を実現するため、市民、事業者、地域・団体、行政が協働してさまざまな環境施策を推進してきました。

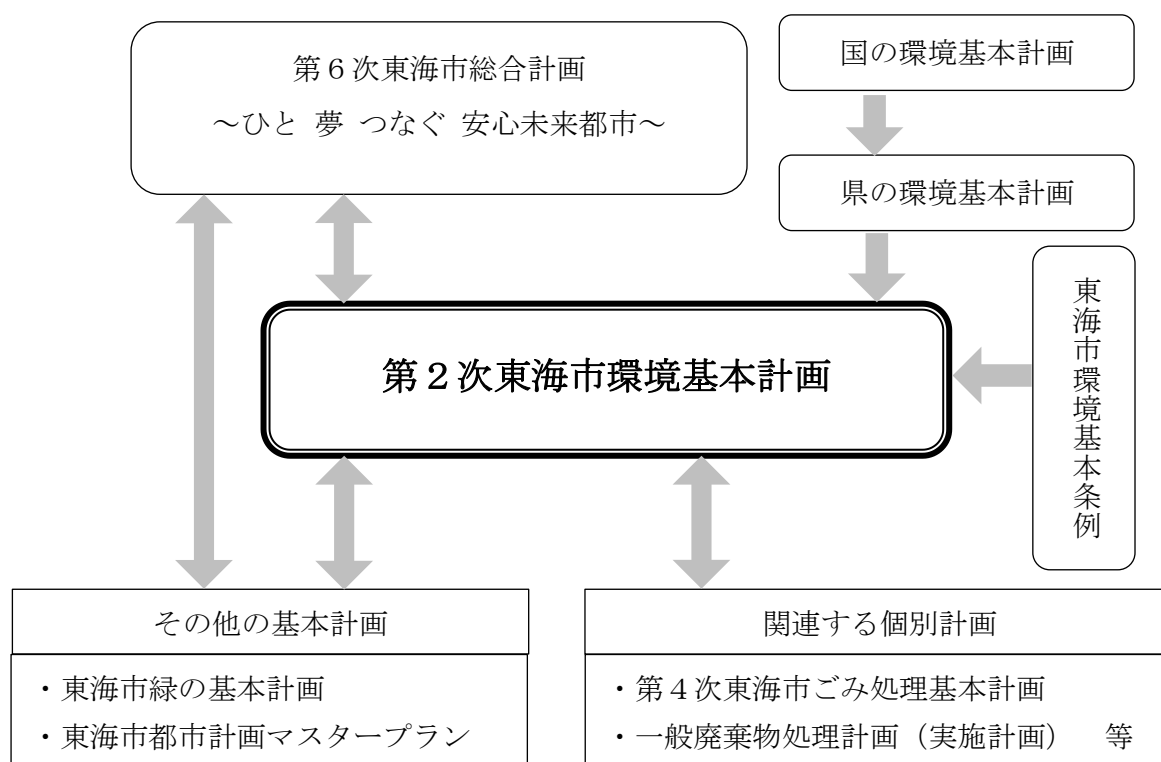
このようななか、「東海市環境基本計画」の終期を迎えるに当たり、本市を取り巻く課題や社会環境の変化に対応するとともに、環境行政の適切な運用に役立てるため、この「第2次東海市環境基本計画」を策定します。

(2) 計画の役割と位置づけ

本計画は、環境基本条例に基づく環境に関する総合的な指針であるとともに、市の最上位のまちづくりの計画である第6次東海市総合計画に掲げる将来都市像「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」を環境面から実現する計画という側面を持ちます。

また、ごみ処理基本計画や、緑の基本計画などと連携することにより、快適な市民生活の再生や創造を通じて、美しいふるさと東海市を未来に届けていくという重要な役割を担う計画となるものです。

計画体系



第6次東海市総合計画

【将来都市像】ひと夢つなぐ安心未来都市

【計画期間】平成26年度～平成35年度（10年間）

【目標人口】115,000人（平成35年）

【五つの理念】安心・快適・いきいき・ふれあい・活力

【めざすまちの姿】

- ・大気汚染、ばいじん、悪臭がなく、空気がきれいである（安心）
- ・下水道が整備され、生活排水が適切に処理されて、川や海などの水がきれいである（安心）
- ・まちにごみが落ちていない（快適）
- ・ごみの減量化やリサイクルが進んでいる（快適）
- ・まちに花や緑が豊かである（快適）
- ・良好な景観が保たれ、快適に暮らせる環境が整っている（快適）
- ・地域が主役となって、まちづくりを進めている（いきいき） 等

国 第四次環境基本計画

平成24年4月閣議決定

○環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ

○持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、以下の4点を設定。

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめさまざまな場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

○優先的に取り組む9つの重点分野【社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進】【国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進】【持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進】【地球温暖化に関する取り組み】【生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取り組み】【物質循環の確保と循環型社会の構築】【水環境保全に関する取り組み】【大気環境保全に関する取り組み】【包括的な化学物質対策の確立と推進のための取り組み】に加え、【東日本大震災からの復旧・復興に係る施策】及び【放射性物質による環境汚染対策】について、それぞれ「章」として取り上げた。

愛知県 第4次環境基本計画

平成26年5月策定

○「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の3つのあいちづくりを通して、「県民みんなで未来へつなぐ環境首都あいち」の実現を目指す。

○環境保全のための措置に必要な費用についての「汚染者負担の原則」に基づく公平な分担や、科学的知見の集積が不足し、原因や影響が十分に把握されていない問題に対する「予防的取り組み」の実施といった、環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、次の4つの考え方を加え、県の特徴や地域的特性に応じて総合的な施策を展開。

- ・「安全・安心の確保」を最優先
- ・分野横断的・総合的な施策の展開
- ・環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進
- ・多様な主体間の連携・協働による施策の展開

○目標の実現に向け、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」に向けた4つの取り組み分野ごとに方向性を示し、具体的な取り組みを推進。また、総合的な施策推進に向けて、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を推進。

(3) 計画の期間

上位計画である第6次東海市総合計画の施策や指標との整合性のとれた計画とするため、平成29年度から平成36年度までの8年間を計画期間とします。

計画期間



(4) 計画の対象範囲

- ア 活動範囲；東海市全域
- イ 影響範囲；地域環境～地球環境
- ※ 市単独では解決が困難な問題は、周辺自治体や国、県との連携を行います。

〔対象とする環境の範囲〕

【環境の柱】

【環境分野】

環境教育	環境教育
環境対策	大気・ばいじん／悪臭・騒音／水質
環境保全・再生・創造	地球温暖化対策／環境美化／緑・水・生き物
循環型社会	3 R活動／適正排出・処分

（５）計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、事業者、地域・団体、行政です。

それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することが必要です。

	範囲	責任と役割
市民	市内に在住する人 とその家族及び市 内に在勤・在学する 人	○日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境の負荷の低減に努めます。 ○地域などの自然に接するとともに、環境教育・環境学習の機会や地域活動に参加するなど、環境への理解を深め、身近なところから主体的に取り組めます。
事業者	市内で事業活動を行 っている企業や事 業所	○関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。 ○汚染物質の排出削減、廃棄物の発生抑制・減量化・適正処理、再生資源の利用、エネルギー利用の効率化など、事業活動のあらゆる段階で環境への負荷を低減するよう努めます。 ○地域の一員として、環境学習の機会や地域活動に積極的に参加します。
地域・ 団体	ボランティア団体 やコミュニティ、町 内会・自治会など市 内で活動する市民 団体	○行政や市民、事業者が取り組む環境保全活動の支援や、協力・連携を行います。 ○市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報を提供します。 ○自らも地域における環境保全に取り組めます。
行政	東海市 (事業によっては 愛知県、国)	○環境に関する施策を策定し、市民や事業者と連携し、環境に関する取り組みを実施します。 ○市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報提供、活動の支援を行います。 ○自らも事業者として環境保全に積極的に取り組めます。

2. 環境を取り巻く社会情勢

近年の環境を取り巻く社会情勢は、この10年の間に大きく変化してきました。気候変動など地球規模での環境の変化、低炭素社会・生物多様性の保全などの持続可能な社会の形成に向けた国際的な取り組み、災害により発生する微小粒子状物質(PM2.5)への注目など、また、多様な主体の連携・協力による協働の取り組みや、ESD(持続可能な開発のための教育)など環境教育への関心も高まっています。この節では、国や県の環境に対する取り組みに注目していきます。

(1) 低炭素社会の推進と気候変動への適応

ア 世界的に、人口の増加とそれに伴うエネルギー使用量の増加などに伴って、温室効果ガスの排出量が増加し、依然として地球温暖化が進行しています。

イ 平成26年度のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)による第5次評価報告書では、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、今後も気温上昇と海面水位上昇は続くこと、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるには温室効果ガスの排出量を2050年までに2010年比で40～70%削減するとともに、2100年までにゼロとすべきであると報告されています。

ウ 平成27年にはCOP21(気候変動枠組み条約第21回締約国会議)において、途上国を含む全ての国が参加する国際的な枠組み「パリ協定」が採択、平成28年11月には発効され、世界全体の排出量を2100年までに実質ゼロにすることを目指し、産業革命前からの気温上昇を2度未満にするとともに、1.5℃以内になるよう努力目標が盛り込まれました。

エ 国内では、平成20年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、一定規模以上の地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定することが義務づけられました。さらに、平成24年には「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)が施行され、低炭素なまちづくりに向けた取り組みが進められています。

オ また、近年、地球温暖化が原因とみられる大雨や猛暑が増加しており、今後は自然災害だけでなく、生態系や食料、健康などさまざまな面での影響が予測されています。そのため、温室効果ガスを削減するための緩和策に加え、温暖化によるさまざまな分野への影響に対する適切な対処(適応)を地域一体となって計画的に進めることが必要とされています。

（２）再生可能エネルギーの推進

ア 東日本大震災の影響による電力不足に加え、化石燃料系資源の枯渇に伴い長期的には市場価格の高騰が予測されること、地球温暖化等を背景として、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの開発や利用が進んでいます。国では、震災前のエネルギー政策に対する環境政策の見直しを行っています。

イ 特に、平成２４年の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始以降、太陽光発電を中心に各地で再生可能エネルギー発電などが増加しています。

（３）循環型社会の推進

ア 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動によって、今後も、石油や石炭などの化石燃料に加え、希少金属や飲料水などの天然資源の枯渇が懸念されています。また、食品廃棄物の削減や漂着ごみの問題など、新たな問題も出てきています。

イ 国では、循環型社会形成のための仕組みとして、さまざまな物品を対象としたリサイクル法が制定され、平成２５年４月には、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、各市町村や小売業者などで貴金属や希少金属などの再資源化に取り組み始めています。

ウ 愛知県では、平成１９年３月に「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を全国初の構想として策定し、住民や企業、大学、行政などの協働で、県内各地域の未利用資源を地域内で循環活用する新たな社会システムの確立を目指しています。



水素燃料電池自動車「ミライ」の展示
(太田川駅西大屋根広場)

（４）生物多様性の危機と身近なみどりへの期待

ア 地球規模で生物多様性の危機が懸念され、国際的に議論が進んできました。平成 22 年には、愛知・名古屋で COP10（第 10 回締約国会議）が開催され、「戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択され、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施することなどを目標として取り組みが進められています。

イ 国では、平成 20 年 6 月に生物多様性基本法が施行され、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現に取り組んでいます。

ウ また、COP10 を契機として、国際社会に対し二次的な自然環境において持続可能な自然資源の利用・管理を進める SATOYAMA イニシアティブが提唱され、生物多様性の場として里地里山の保全活用が求められています。

エ 愛知県においても、平成 25 年 3 月に「愛知目標」の達成に向けた行動計画「あいち生物多様性戦略 2020」が策定され、地域の多様な主体が協働して生態系ネットワークの形成を進めており、今後もさらなる展開が求められています。

オ ヒートアイランド現象の緩和やCO₂の吸収効果、自然とのふれあいの場の創出などのように、都市における「みどり」への期待がますます高くなっています。



（５）安心・安全意識の高まり

ア 平成２３年３月１１日の東日本大震災は、高い津波による広範囲かつ甚大な被害や原子力発電所の事故による放射性物質の拡散など、深刻な環境問題を引き起こしました。これにより、国では、大量のがれきや放射性物質に汚染された廃棄物の処理、放射性物質による環境汚染対策などが問題となり、防災面のみならず、環境面においてもリスク評価の考え方が重視されるようになりました。

イ また近年、豪雨や土砂災害などが頻発しており、自然災害への懸念から、環境面での安心・安全に対する住民の意識が高くなっており、防災・減災への取り組みや自治体のリスク管理のあり方も求められています。

（６）市民・事業者の参画の高まりと持続可能な社会を担う人づくりの推進

ア 少子高齢化により環境保全の担い手が減少しており、行政だけでなく、市民・事業者・NPO など多様な主体の協働・参画により、地域全体で環境を保全していくことが求められています。

イ 平成２０年以後、学習指導要領が見直され、持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれました。さらに、「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」が平成２３年に改正され、地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められています。

ウ 平成２６年１１月には、愛知県において「ESD に関するユネスコ世界会議」が開催されました。今後さらに、多様な主体との連携・協働によって持続可能な社会を担う「人づくり」を進めていくことが求められています。



エコスクール「エコクッキング教室」



エコスクール「水族館を探検しよう」

環境年表

平成 (年度)	主 な 国 内 動 向	主 な 国 際 動 向
19		○IPCC第4次評価報告書公表
20	○地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）の改正（事業者単位での温室効果ガスの算定・報告等） ○生物多様性基本法、エコツアーリズム法の施行	○京都議定書の第一約束期間開始
21	○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）の施行	○国連気候変動サミット開催 ○COP15開催（コペンハーゲン合意に留意）
22	○大気汚染防止法の改正（事業者の責務規定の創設、ばい煙の測定結果の未記録等に対し罰則を創設等）	○国際生物多様性年 ○COP16開催（カンクン合意） ○COP10開催（名古屋議定書、愛知ターゲット採択）
23	○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）の施行 ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）の施行	○COP17開催（ダーバン合意）
24	○第四次環境基本計画を閣議決定 ○都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）の施行（低炭素まちづくり計画の策定など低炭素社会を促進） ○環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律（環境教育等促進法）の施行	○国連持続可能な開発会議（リオ＋20）
25	○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の施行 ○エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正 ○循環型社会形成推進基本計画（第三次循環基本計画）を閣議決定	○水銀に関する水俣条約採択
26	○公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正 ○水循環基本法の施行 ○雨水の利用の推進に関する法律の施行 ○第四次エネルギー基本計画を閣議決定	○IPCC第5次評価報告書統合報告書の公表 ○ESDに関するユネスコ世界会議
27	○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の施行 ○水循環基本計画を閣議決定	○COP21開催（パリ協定採択） ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
28	○地球温暖化対策計画を閣議決定	

第2章 東海市の現状と課題



第2章 東海市の現状と課題

1. 東海市の概況

本市は知多半島の西北端に位置し、東西 8.06km、南北 10.97km、面積 43.43km²であり、西は伊勢湾に面し、北は名古屋市、東は大府市、東浦町、南は知多市に接しています。また、名古屋市の中心地区まで約 15km に位置しており、名鉄常滑線にて太田川駅より名古屋駅まで約 20 分の近距離にあります。

地形は、市域の南北を通過する西知多道路によって、内陸部と臨海部に区分され、内陸部の東部は緩傾斜の丘陵となっています。東部や南部には豊かな自然を有する里山やまとまりのある農地が広がっており、その中で土地区画整理事業や市街地整備によって住宅地の開発が進み、自然環境と生活環境が調和した構造となっています。また、市街地内を大小さまざまな河川が流れ、農業用のため池も多く存在しています。市中央部に位置する太田川駅周辺では、中心市街地の整備が進んでいます。内陸部と臨海部の境には、緩衝緑地帯や耕作地があり、洋ランやフキ栽培など全国でも有数の地位を占める都市近郊農業地帯となっています。臨海部は、昭和 35 年に名古屋南部臨海工業地帯として造成され、鉄鋼や化学系の工場や、自動車製造企業等の港湾施設が立地しています。

年平均気温は 16～17℃、年間降水量は約 1,200mm と比較的温暖な気候です。

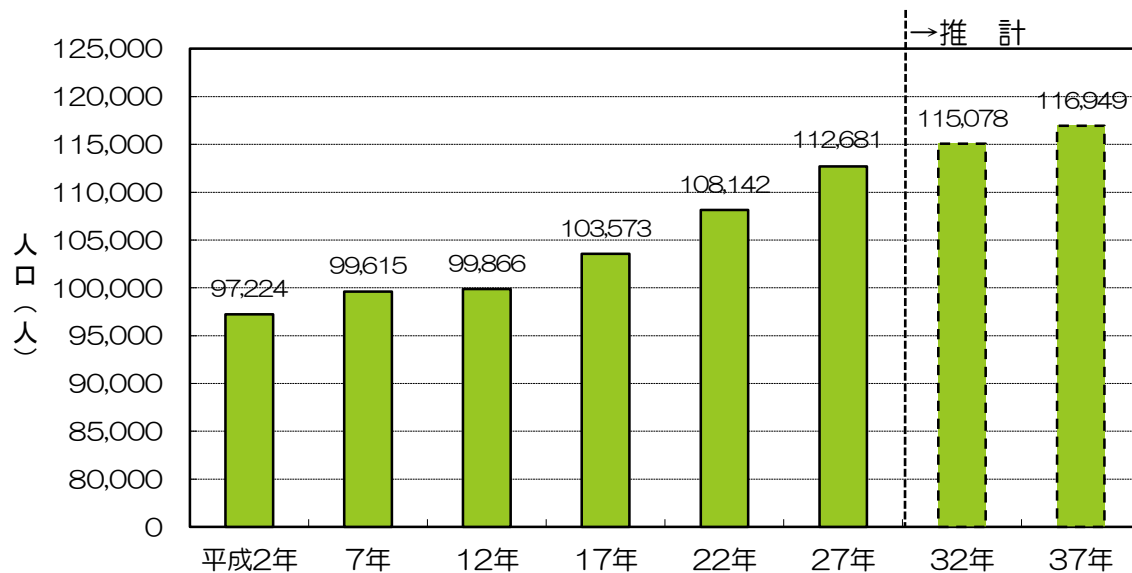
市内の里山は、コナラやアベマキなどの落葉広葉樹とツブラジイなどの常緑広葉樹で形成されており、竹林の侵入が進んでいる地域もみられます。市内で最も標高が高いのは、加木屋町にある標高 59.2m の御雉子山で、周辺には緑地が整備されています。市北部には伊勢湾岸自動車道の東海 I C、名古屋高速道路 4 号東海線の東海新宝 I C が立地し、また中部国際空港につながる西知多道路が事業化されるなど、中部圏の広域交通の要衝となっています。



2. 人口

東海市の人口は、昭和49年以降、昭和53年から昭和58年までの期間を除いて微増が続き、平成13年に10万人を超えました。その後も、人口増加が続いています。

なお、平成37年の将来人口推計値は、116,949人となっています。



資料：平成2年～27年は住民基本台帳人口、平成32年及び平成37年は東海市総合戦略による推計値



3. 東海市の現状と課題

(1) 各分野における取り組み状況・現状

①社会環境

A. 大気・ばいじん

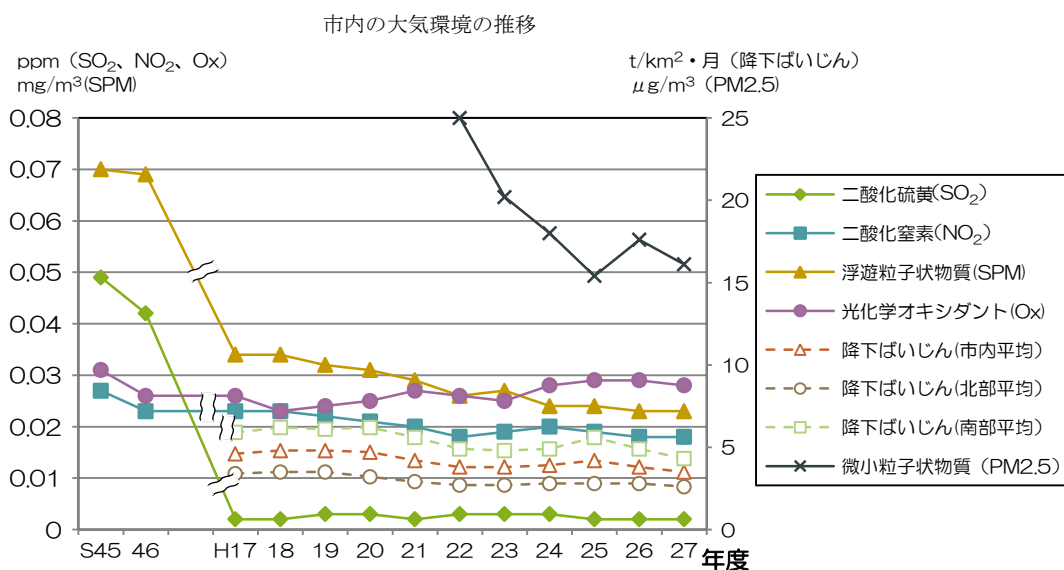
○市では、市内事業者と公害防止協定を締結し、市内で大気汚染の常時監視を行っています。

○二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質（SPM）は、近年はやや改善もしくは横ばい傾向にあり、環境基準に適合しているものの、光化学オキシダントは発生メカニズムが複雑なため、改善が進んでいないこともあり横ばいであり、環境基準を達成していません。

○微小粒子状物質（PM2.5）は、平成21年9月に新たに環境基準が定められ、平成23年から県によって常時監視が開始されていますが、環境基準の達成には至っていません。

○降下ばいじんは、平成20年度までは横ばいで推移していましたが、その後は徐々に減少しており、事業所などの発生源対策の効果が表れていると考えます。

○一方、降下ばいじんや降下ばいじん以外の大気汚染により、生活に支障があると感じている人の割合は悪化もしくは横ばいとなっており、事業者による対策が進んでいるものの、対象箇所の多さや発生を防止するための技術に限界があること、また、気象条件に影響される部分も大きく、対策の効果が市民の実感に結びついていないと考えます。そのため、対策の計画、実施段階において市と事業者が積極的に連携し、効果的な対策を提案し、公害対策などの効果を市民がより実感できるようにしていくことが求められます。



B. 水質

- 市内の河川やため池において水質調査を実施し、水質汚濁の監視を行っています。
- 本市の水環境は、下水道の整備・普及により、水質の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）濃度については、河川においては改善が進み、環境基準を達成しています。一方で、ため池のうち生活排水が流入する池では BOD 濃度が高く、富栄養化が進んでいます。
- 下水道の整備は計画的に進んでいますが、早期の下水道への接続や、未整備区域における生活排水対策の実践など、水質浄化の啓発活動も必要となっています。

C. 騒音・振動

- 市内では、環境騒音と自動車騒音の測定を定期的に行っています。
- 環境騒音については、発生源の対策などにより、軽減が進んでいるものの、交通量増加により、一部の地域では夜間の環境騒音において環境基準の超過がみられます。
- また近年、工場や建設現場、自動車などによる騒音だけでなく、エアコンの室外機やペットの鳴き声、ピアノの音など、日常生活に伴う近隣騒音も問題化しており、市民への啓発が求められています。

D. 悪臭等

- 市内の事業者に対し、定期的に悪臭測定を実施しています。また悪臭に対する苦情件数は長期的にみると減少傾向にありますが、苦情が継続化するケースも見られます。



降下ばいじん測定



大気汚染自動測定器

②生活環境

E. 自然

- 市内の水辺や緑地などには、貴重な水辺の生き物や野鳥などが生息していますが、宅地開発などにより農地や山林などが減少傾向にあり、生き物の生息空間が失われつつあります。
- 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を受け、生態系ネットワーク形成のモデル事業として設立された「知多半島生態系ネットワーク協議会」に東海市も参画し、地域共通の目標を掲げて生態系の保全に取り組んでいます。
- 平成 16 年度から、市民との協働により「21 世紀の森づくり（環境保全林整備）事業」を実施しており、ふるさとの森をつくり、次世代に引き継いでいくため、市内 8 か所で植樹祭を開催し、合計 14 万本の苗木を植樹しています。
- 子どもたちが自然の中で自由にのびのびと遊べるよう、平成 22 年度から中ノ池公園、平成 28 年度から聚楽園公園で、自然を活かした手作りのアスレチックや工作などを楽しめるプレーパークを市民との協働により開催しています。
- 外来種による生態系への影響などの問題も顕在化しています。

F. 公園・緑地・景観

- 本市には、大小 69 か所の個性豊かな公園があり、季節の花が咲き誇っています。また市民 1 人当たりの公園面積が 10.6 m²/人と、都市公園法施行令で定められた標準面積 10 m²を超えています。
- 太田川駅周辺が、市の玄関口としてふさわしい美しい空間となるよう、東西 1 km に及ぶ緑の整備を進めています。
- 毎年春と秋には、家庭やまち、保育園・学校などを対象とした花壇コンクールを開催し、市民の花に対する意識啓発を進めています。



プレーパーク（中ノ池公園）



大池公園

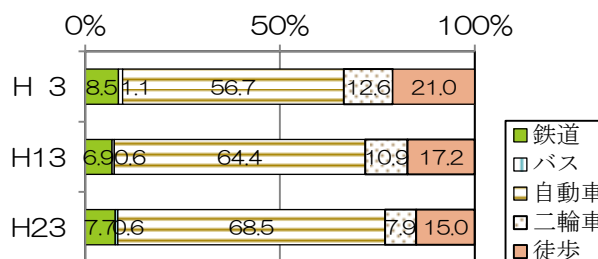
G. 環境美化

- 市民、事業者、地域・団体との協働により、毎年6月と9月に地域の清掃活動を実施しており、多くの市民が参加しています。
- さまざまな取り組みにより、不法投棄されたごみの回収量や、地域内にポイ捨てが目立つと感じる市民は減少しており、環境美化への関心が高まりつつあると言えます。
- また、地域の野良猫によるふん害などの被害が問題となっており、地域の住民の合意と協力のもとで地域に住み着いている野良猫に避妊去勢手術を行い、今以上に数が増えないように管理する「地域ねこ活動」を行っています。

H. 交通

- 本市は、伊勢湾岸自動車道や名古屋高速4号東海線、西知多道路など、広域交通ネットワークの結節点となっています。また、名鉄常滑線と名鉄河和線が通過し、市内に8つの駅があります。太田川駅発着の2路線の路線バスが運行しています。
- 市民の安心便利な足として循環バス「らんらんバス」を3ルート運行しており、利用者は年々増加しています。
- 本市の外出時における交通手段の分担率は、自動車が7割程度と高い状況です。
- 平成27年3月に、持続可能な交通環境の実現、公共交通の維持・向上を目的として「東海市総合交通戦略」を策定し、自家用車に過度に頼らないで暮らせるまちを目指しています。そのために、自動車の利用をなるべく控え、環境にやさしい交通手段である公共交通や徒歩・自転車への転換を促すための普及啓発を行う必要があります。
- 公用車に低公害車の導入を図っており、これまでに79台が導入されました。

外出時の代表交通手段の分担率



資料：第3回、第4回、第5回中京都市圏パーソントリップ調査



清掃活動



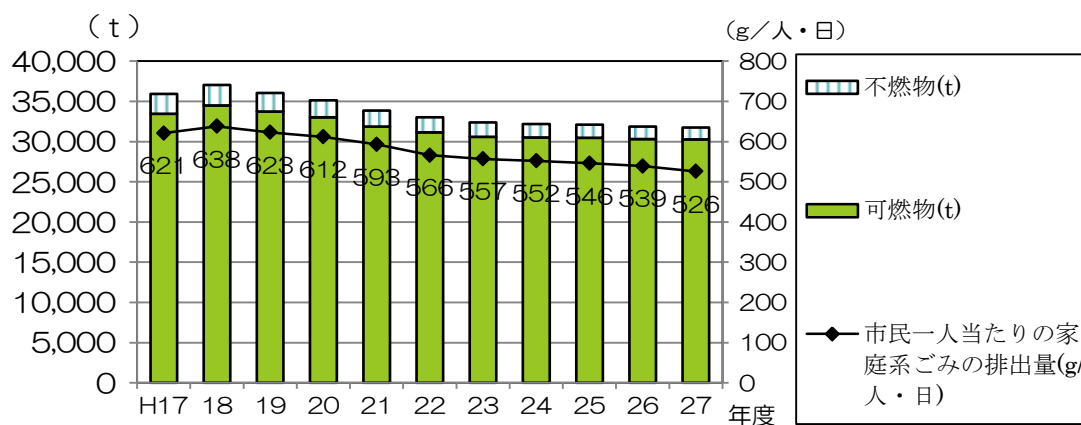
らんらんバス(太田川駅)

③廃棄物・リサイクル

I. リデュース・リユース

- 市民一人当たりの家庭系ごみ排出量は年々減少しています。一方で、事業系ごみについては近年増加傾向にあり、事業者への普及啓発などによるごみ量の削減が必要となっています。
- 市民意識調査によると、ごみ減量、リサイクルを心がけている市民は9割近くと多い状況ですが、30歳代以下ではその意識が低い傾向があります。また、外国人によるごみ分別などのマナーの問題も顕在化しつつあります。若い世代や外国人に対する情報提供や理解を深める取り組みが求められています。
- 平成28年2月に、知多市との一部事務組合である西知多医療厚生組合の「ごみ処理基本構想」が策定され、新しいごみ処理施設の建設に向けて検討が進められています。
- 平成20年度から開始したレジ袋有料化（エコショッピング）の取り組みは市民に定着してきていますが、一方で、協力店舗の離脱も見られます。
- 家庭の不用品を登録して、第2の使い手を見つける「リサイクル情報（ゆずります情報・ください情報）」の提供を市内26か所で行っています。また、リサイクルフェアの開催やホームページでの情報発信を通じて、市民の3Rに対する意識啓発に取り組んでいます。

本市のごみ量の推移



リサイクルフェア（ごみの中の宝物展）

J. リサイクル・適正処理

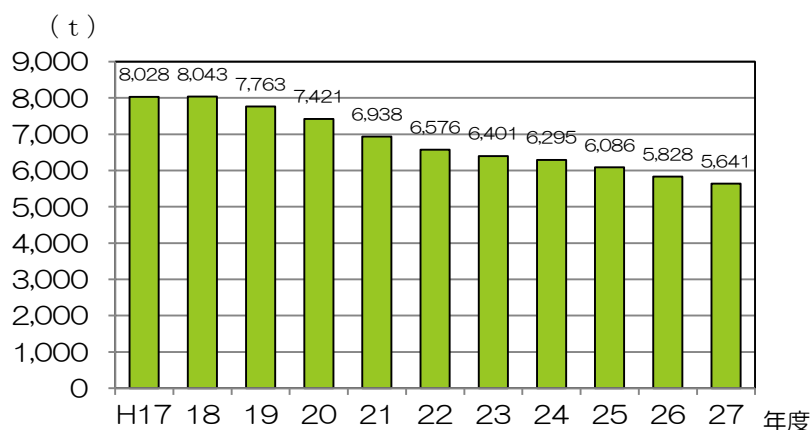
○市の資源ごみは、市内 13 か所の拠点場、清掃センター（常設場）、ごみ集積場所での回収を行っています。また、町内会や自治会、子ども会などによる資源集団回収を行っています。

○全体の資源回収量は減少傾向にありますが、プラスチック製容器包装、小型家電及び硬質プラスチック等の回収量は増加傾向にあります。資源回収量の減少については、容器の軽量化や新聞購読数の減少など、資源化される物自体の減少の影響も考えられます。

○また、市では平成 28 年 10 月から市内 4 か所の公共施設に回収ボックスを設置し、小型家電の回収を行っています。

○スプレー缶の適正排出を普及するため、スプレー缶専用回収ボックスを資源分別常設場などに設置しています。スプレー缶による火災発生は近年減少しています。

本市の資源回収量（資源分別収集、ごみ集積場所収集、資源集団回収の合計）の推移



常設場での資源回収（清掃センター）

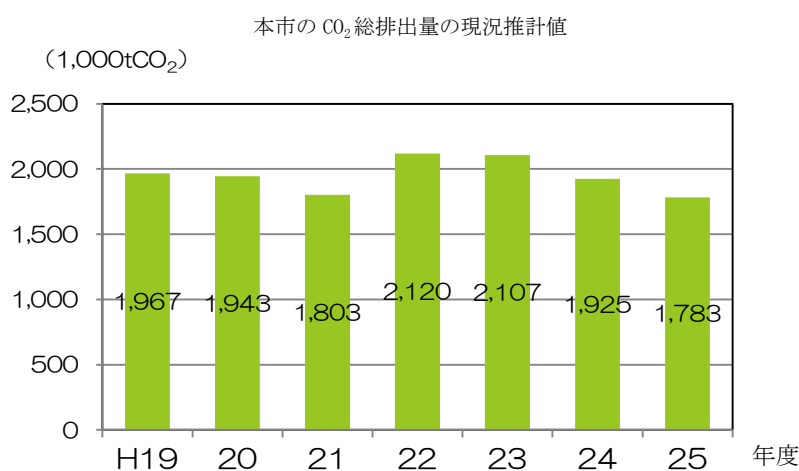


小型家電の回収ボックス（清掃センター）

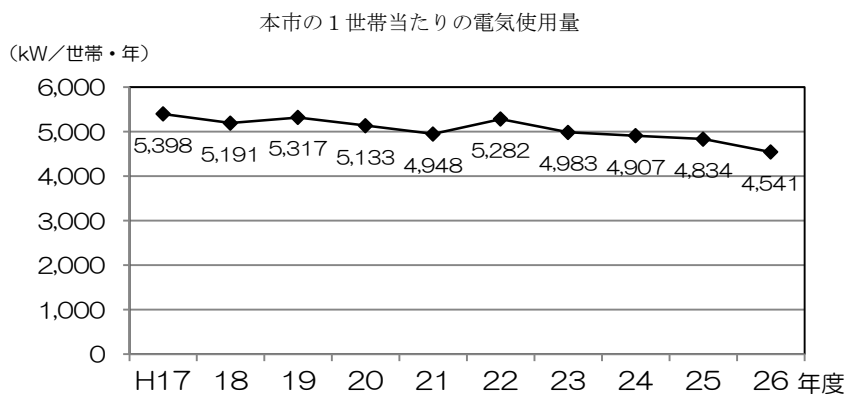
④ 共通基盤

K. 地球

- 本市の市民一人あたりの二酸化炭素排出量は、周辺都市に比べて多くなっています。特に、臨海部に製鉄業や有機化学工業などの工場が立地していることから、産業部門における排出量が多くなっていますが、運輸部門の排出量も多い状況です。地球温暖化・気候変動に対する国際的な動向や国の動きを踏まえ、喫緊の課題として地球温暖化対策を推進していくことが求められています。
- 公共施設では、積極的に再生可能エネルギーの導入を進めてきました。また、地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムの設置費の一部補助を行い、クリーンエネルギーの利用を推進しています。
- 市民の一世帯当たりの電気使用量は、東日本大震災や景気の悪化などによる節電意識の向上や省エネ家電の普及、再生可能エネルギーの導入などにより、やや減少傾向にあります。さらに地球温暖化・気候変動の現状や対策などについて、市民や事業者に広く普及啓発を行い、関心を高めるとともに、実際の環境行動に移してもらう工夫が必要となっています。



資料：CO₂排出量の現況推計（環境省ホームページ）



L. 環境学習・人づくり

- 環境負荷の少ないライフスタイルの理解を深めるために、環境学習の一環として、市民、事業者、地域・団体、行政の協働により、環境に関するさまざまな講座を行う「エコスクール」を開催しています。
- また、地球温暖化等環境問題の理解を深めるため、東海秋まつりにおいて「環境ひろば」を開催し、どんぐり工作や燃料電池車の展示のほか、地域の生活環境の改善に向けた地域ねこ活動のPRなどを行っています。
- 市内の保育園では、平成21年度から園庭の芝生化を進め、現在は市内18保育園すべてが芝生化されています。これにより、砂の飛散防止や、ヒートアイランド対策、温室効果ガスの吸収など、緑化による環境面の効果が生まれています。
- 市民、事業者の環境に関する取り組みや意識が高まりつつありますが、講習会やセミナー、自然観察会などに参加する市民はまだ限定されており、環境について学ぶ機会や場はまだ不足している状況であると考えます。環境学習の講座の充実や広報の工夫、環境学習の拠点づくりなどによる、参加者層の拡大が求められています。
- また、市内で環境保全活動や環境学習を担う団体や人材の蓄積もなかなか進んでいない状況です。



エコスクール「横須賀新川で生き物を調べよう」



エコスクール「どんぐり工作」



エコスクール「名古屋港の水質を実感しよう」

(2) 主な課題のまとめ

東海市の環境の保全と創造に向けて、これまで取り組みを進めてきた結果、エコスクールや河川・ため池水質浄化プロジェクトなどの市民、事業者、地域・団体との協働による取り組みや、降下ばいじん対策など企業による環境対策などが進んできました。

今後は、生物多様性への取り組み、3Rの推進による市民の環境意識の向上、環境学習の充実による環境保全活動を担う人材の育成とネットワークの構築や降下ばいじん対策などについて、一層推進していく必要があります。

《現計画の現状と課題》

現計画の 環境の柱	現計画の 環境分野	現計画の現状と課題
社会環境	大気・ばいじん／ 水質／騒音・振動 ／悪臭等	○企業による環境対策は進んでおり、降下ばいじん量は減少傾向であるものの、市民の実感は伴っていない。 ○下水道の整備や環境浄化微生物の配布等により水質が改善したものの、一部のため池では富栄養化が進行している。
生活環境	自然／公園・緑地・ 景観／環境美化／交通	○生物多様性の保全の視点による、緑や水環境の保全が必要である。 ○市内の自然環境保全に対する市民の意識は高まっているが、さらなる意識啓発が必要である。 ○らんらんバスなどの公共交通機関の利用は進んでいるが、さらなるエコモビリティライフの推進が必要である。
廃棄物・ リサイクル	リデュース・リユース ／リサイクル・適正 処理	○3Rやごみの適正処理に対する普及啓発が必要である。 ○市民や事業者との連携による取り組みを推進する必要がある。
共通基盤	地球／環境学習・ 人づくり	○地球温暖化への対策と市民への普及啓発が必要である。 ○環境学習の充実による参加者層の拡大が必要である。 ○環境に関する人材の育成が必要である。

第3章 計画のビジョン



第3章 計画のビジョン

1. 目指す環境ビジョン

(1) 東海市の将来都市像

第6次東海市総合計画においては、次世代に夢と希望をつなぐ安心・安全で心豊かに暮らすことができるまちの姿を目指して、将来都市像を定めています。また、これまでのまちづくりを継承し、本市の将来都市像を実現する五つの理念を定めています

将来都市像 ひと 夢 つなぐ 安心未来都市

五つの理念 安心・快適・いきいき・ふれあい・活力



加木屋緑地



太田川駅前



大池公園の花しょうぶ



中ノ池の桜

（２）環境ビジョン

第２次東海市環境基本計画の期間内の平成３１年度には、東海市が生まれて半世紀という節目の年を迎えます。この間、私たちは地域開発の進行や高度経済成長での環境悪化を経験しており、近年は、地球規模で進む温暖化や、生物多様性に対する環境問題への関心が高まっています。

市内では、公園や緑地の整備による美しいまちづくりや、下水道整備による河川等の浄化、気軽に健康づくりのできる環境の提供をはじめなど、市民生活を取り巻く環境の改善に向けた取り組みを行ってきました。

そこで、第２次東海市環境基本計画では、これまでの方向性をより確かなものとするため、東海市環境基本計画のビジョンである「未来につなぐ 美しいふるさと東海」の将来都市像を継承することとし、環境に配慮したまちづくりと持続可能な循環型社会の実現を目指して、美しいふるさと東海市を未来に届けていくこととします。

<ビジョン>

未来につなぐ 美しいふるさと東海

快適な市民生活の再生と創造が進み、多くのひとが環境に配慮した行動を行うことや、身近な場所での生き物とのふれあいを通じて感動が生まれています。

そして、さまざまな世代のひとが健康に暮らしている「美しいふるさと東海市」に愛着を持ち、子どもたちがふるさとに誇りを持って生活している未来へとつなげています。

<めざすふるさとの姿>

- 多くの市民が環境にやさしい行動をしています。
- 空気がきれいで、快適に暮らしています。
- 地球温暖化に関心を持つ人が増え、温室効果ガスの排出抑制に努めています。
- 緑（公園・緑地）や水（河川・池）がつながり、生物が身近に生息し、人と自然が共生しています。
- 「もったいない」意識が高まり食品ロスなどが少なく、ごみの分別が徹底され、資源が循環しています。



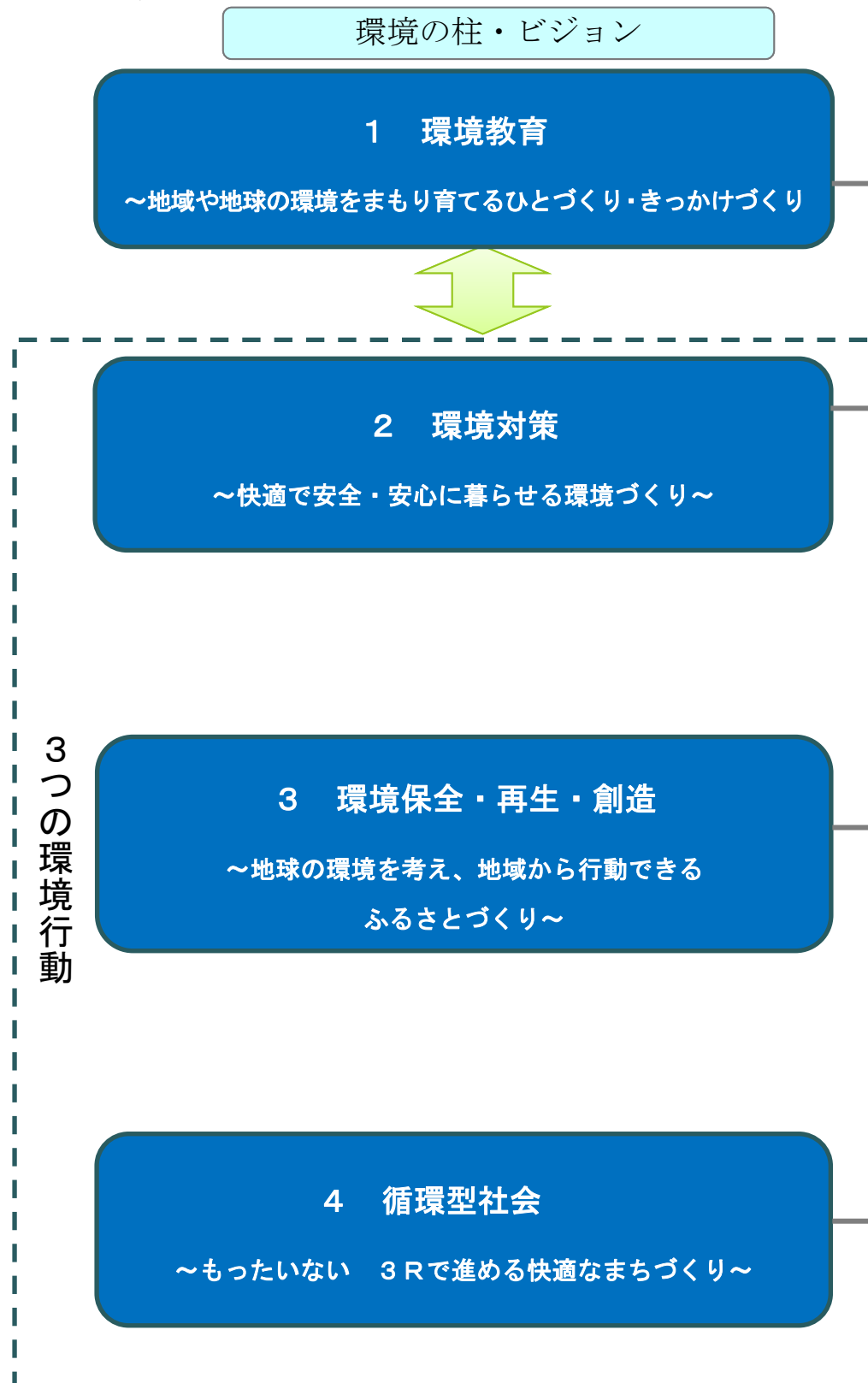
第4章 環境の柱ごとの基本的な施策



第4章 環境の柱ごとの基本的な施策

1. 体系図

「環境教育」と、「環境対策」、「環境保全・再生・創造」、「循環型社会」の3つの環境行動が連携し、環境ビジョン「未来につなぐ 美しいふるさと東海」の実現を目指します。



環境分野・基本的な施策

行動計画

★環境教育

環境教育を推進する

環境教育・学習の推進

環境保全活動の担い手づくり

★大気・ばいじん

きれいな空気を守る

大気の調査・監視

公害の防止

★悪臭・騒音

悪臭・騒音の発生を抑える

悪臭対策

騒音対策

★水質

生活排水を適切に管理する

水質の調査・監視

水質環境の改善

★地球温暖化対策

低炭素なまちづくりを目指す

省エネルギーの推進

再生可能エネルギーの活用

低炭素型まちづくり

★環境美化

まちの環境美化を推進する

美化活動の推進

★緑・水・生き物

人と自然が共生できるように環境保全活動を推進する

緑地の保全・持続可能な利用

水環境・水循環の保全・持続可能な利用

生物多様性の保全・持続可能な利用

★3R活動

ごみ減量と資源化を推進する

リデュースの推進

リユースの推進

リサイクルの推進

★適正排出・処分

適正にごみの排出・処分を行う

ごみの適正排出・処分

2. 環境の柱と環境分野ごとの目標

本市の環境ビジョンの実現に向けて、次の4つの環境の柱を定め、取り組みを推進していきます。

環境の柱1 環境教育 ～地域や地球の環境をまもり育てるひとづくり・きっかけづくり～		
家庭や職場、地域などさまざまな場所で環境保全についての理解を深めるための教育活動や学習機会を充実させ、環境行動につなげるための情報提供を行います。 また、広く環境問題について学び、積極的に環境行動に取り組むことのできる人を増やし、人と人とのネットワークの構築に努めます。		
環境分野	環境教育	環境教育を推進し、環境分野の担い手・ネットワークをつくる

環境の柱2 環境対策 ～快適で安全・安心に暮らせる環境づくり～		
大気汚染の状況を監視するとともに、事業者と協力して、大気汚染の改善に努めます。 また、市南西部地域の降下ばいじんの削減に取り組みつつ、悪臭・騒音の発生抑制に向けた啓発と水質の調査・監視を行います。		
環境分野	大気・ばいじん	きれいな空気を守る
	悪臭・騒音	悪臭・騒音の発生を抑える
	水質	生活排水を適切に管理する

環境の柱 3 環境保全・再生・創造 ～地球の環境を考え、地域から行動できるふるさとづくり～		
環境に優しい低炭素のまちづくりを推進するとともに、良好な景観を保全するため、地域全体での環境美化活動や普及啓発を実施します。 また、生物多様性の確保を図り、「ふるさと東海」らしい環境の保全・再生を目指します。		
環境分野	地球温暖化対策	省エネルギーの推進や、環境負荷の少ない生活を推奨し、低炭素なまちづくりを目指す
	環境美化	まちの環境美化を推進し、きれいで美しいまちづくりを目指す
	緑・水・生き物	人と自然が共生できるように、環境保全活動を推進し、生物の生息空間を保全・再生する

環境の柱 4 循環型社会 ～もったいない 3Rで進める快適なまちづくり～		
3R活動を推進し、一人ひとりがごみの減量や分別に意識を持って取り組めるような、快適なまちづくりを進めます。 また、ごみを安全に処分するための施設運営や整備に取り組めます。		
環境分野	3R活動	ごみ減量と資源化を推進する
	適正排出・処分	市民、事業者、行政が協働し、適正なごみの排出・処分を行う

さまざまな環境問題が多様化する中で、持続可能な社会づくりのために、環境教育はとても重要な土台となるものです。

市民、事業者、地域・団体、行政が協働して環境教育を一体的に進めることが、地域の環境や環境保全に対する市民の関心や理解、さらには市民の環境行動につながります。

また、これまでの「人材育成」だけではなく、「ネットワークづくり」を念頭に置くことで、市内の環境行動のすそ野が広がっていくことを願います。

以上のことから、「環境教育」を本計画の重点プロジェクトとして位置づけ、さまざまな主体によるさまざまな分野からの取り組みを推進します。

1 エコスクール

- 進んで環境問題に取り組む人づくりを目指して、さまざまな講座を開催します。例えば、「横須賀新川で生き物を調べよう」や「加木屋緑地で生き物を調べよう」、「エコクッキング教室」など魅力ある講座を通じて、地域の生き物や自然の大切さなどに触れてもらう講座を募集し、開催します。

	市民・団体	事業者	行政
取り組み内容	○エコスクールに積極的に参加し、理解や関心を深める。 ○学んだことを実践し、身近な人に伝える。 ○リーダー向け講座への参加などを経て、エコスクールの講師として参加・支援する。	○エコスクールを活用し、従業員への環境教育を行う。 ○講師の派遣や環境教育の場の提供など、エコスクールの支援を行う。 ○環境に関する企業の取り組みなどの情報を公開・提供する。	○エコスクールの積極的な啓発を行う。 ○学校や、県、他市町村と連携して、エコスクールの充実に努める。 ○リーダー向け講座を開催・支援する。

2 環境イベントによるきっかけづくりと仲間づくり

- 市民が気軽に環境を考え情報共有できるイベントとして、市内において環境保全に関わる市民・事業者・団体等が集まり、環境情報を交換しつつ交流する場を設けます。このような活動を通じて市内の環境団体との交流や、エコスクールなど市の行う行事と積極的に協働できる環境団体を支援します。

	市民・団体	事業者	行政
取り組み内容	○環境イベントに積極的に参加する。 ○環境イベントで、周り と積極的に交流し、仲間の輪を広げる。 ○環境保全活動を行う団体を応援し、活動に参加する。 ○環境イベントを開催する。	○従業員に環境イベントへの参加を促す。 ○環境イベントへのブース参加や支援を行う。 ○環境イベントにおいて、市民や団体、行政と積極的に交流する。	○環境イベントを開催する。 ○団体などが開催する環境イベントを啓発・支援する。 ○市内で環境保全活動に取り組む人や団体について情報を整理し、必要に応じて活用する。 ○環境保全活動団体の設立や活動に対する支援を行う。



フリーマーケット（リサイクルフェア）



フジバカマ植樹会（加木屋緑地）

3 美しいふるさと東海づくり～生物の生息空間の保全・再生

- 身近な場所での生物と触れ合えるよう、在来生物を保全していきます。
- トンボやチョウ、ホタルなどの生物の生息空間を保全・再生していくために、市内の自然環境を整えます。
- また、その過程で生物の観察会などを開催し、子どもたちが生物に関心を持ち、ふるさとの自然を大切に作る心が育まれるような機会を提供します。

	市民・団体	事業者	行政
取り組み内容	○身近な緑地や水辺空間などを守り育てる活動に参加する。 ○家の庭に在来種の樹木を植える。 ○緑地や水辺空間などにごみを捨てない。また気づいたら拾う。 ○生物の調査や保護活動などに参加する。 ○外来種のペットなどを逃がしたり捨てたりしない。 ○家庭や地域で子どもたちにふるさとの自然の大切さを伝える。	○開発を行う際には、在来種の生物や生態系に十分に配慮する。 ○事業所内に、在来種の樹木の植栽やビオトープの造成などを行い、生物の生息空間の確保に努める。 ○農薬や化学肥料の使用をできるだけ減らすなど、生態系に配慮した農業に努める。	○河川やため池、緑地などにおいて、生物の生息空間の保全や再生を行う。 ○市民、事業者、地域・団体との協働により、生物の調査を行い、支援を行う。 ○在来生物の生息を脅かす特定外来生物の駆除・防除を推進する。



加木屋緑地



アサギマダラ

4 生活情報アプリなどによる情報提供

- ごみ分別やエコスクールなどの情報を提供することで、関心の低い世代や、市外から転入した人に適切な環境行動をとってもらえるようにします。広報やホームページといった既存の情報発信方法だけでなく、平成28年10月から導入した生活情報アプリを活用し、可燃ごみ・不燃ごみや、資源の種類ごとにいつ、どのような出し方をしたらよいか、また、ごみの品目ごとの出し方を確認できる分別事典や、エコスクールの開催などの環境情報を提供します。

	市民・団体	事業者	行政
取り組み内容	○さまざまな情報媒体に触れ、環境教育に関する情報を入手する。 ○生活情報アプリを利用・活用する。 ○自分が知った情報を周りの人にも広める。	○さまざまな情報媒体に触れ、環境教育に関する情報を入手する。 ○入手した情報をもとに、事業所での環境保全活動に取り組む。 ○環境に関する企業の取り組みなどの情報を公開・提供する。	○生活情報アプリなど多様な情報媒体を活用して、環境情報を市民や事業者に積極的に発信する。



生活情報アプリ「東海ナビ」

4. 成果指標について

【成果指標とは】

施策の進捗状況を分析するために設定した指標です。

【本計画における成果指標の考え方】

○成果指標は、上位計画である第6次東海市総合計画の指標を採用しています。

○基準値、現状値、めざそう値などの数値は、総合計画の設定年度である平成24年度、27年度、35年度を採用しています。

【成果指標の見方】

○成果指標（まちづくり指標）

➡ 第6次東海市総合計画で位置付けられているまちづくり指標は、基準値、現状値、めざそう値を掲載しています。

総合計画のまちづくり指標の番号

例)

成果指標		基準値 (平成24年度)	現状値 (平成27年度)	めざそう値 (平成35年度)	総合計画 関連番号
15	花や緑が充実していると思う人の割合	72.7%	74.2%	78%	43

○成果指標

➡ 第6次東海市総合計画の単位施策に係る成果指標及び環境基本計画の独自指標は、基準値、現状値、めざす方向性を掲載しています。めざす方向性は上がることにより改善につながる数値は ↗、下がることにより改善につながる数値は ↘ で表しています。

総合計画の単位施策の番号

例)

成果指標		基準値 (平成24年度)	現状値 (平成27年度)	めざす 方向性	総合計画 関連番号
1	エコスクールの参加者数	971人/年	1,094人/年	↗	18-4-1
8	土留木川のBOD濃度	16.0mg/ℓ	20.0mg/ℓ	↘	19-2-1

指標1は、参加者数が増えることを目指していきます。

指標8は、BOD濃度を下げていくことを目指していきます。

※総合計画の見直しが平成30年度に予定されているため、環境基本計画に係る部分が見直された場合は、適宜見直しを行います。

※計画の最終年度（平成36年度）の目標値は、平成35年度の目標値より改善されていることを目標とします。

5. 環境の柱と環境分野ごとの主な取り組み内容

環境の柱 1 環境教育

～地域や地球の環境をまもり育てるひと・きっかけづくり～

環境分野 1

基本的な施策

環境教育

環境教育を推進する

【基本方針】

さまざまな環境問題が多様化する中で、持続可能な社会づくりのために、環境教育はとても重要な土台となるものです。市民や地域・団体、事業者が積極的に環境行動に取り組むことができるよう、家庭や職場、地域などさまざまな場所で環境問題についての理解を深めるための学習機会を充実させ、環境に配慮した行動につなげるための啓発活動や環境情報の提供を行います。

また、広く環境問題について学び、地域における環境学習や環境保全活動を率先して行動するリーダーの養成や、人と人とのネットワークを構築します。

○成果指標

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざす 方向性	総合計画 関連番号
1	エコスクールの参加者数	971 人/年	1,094 人/年	↗	18-4-1
2	生活情報アプリの累計 ダウンロード数*	—	—	↗	—

※指標 2 「生活情報アプリの累計ダウンロード数」は、平成 28 年度より導入されたため、基準値及び現状値はありません。



エコスクール「伊賀の里モクモク手づくりファーム」



エコスクール「加木屋緑地で生き物を調べよう」

○行動計画と主な取り組み内容

環境教育・学習の推進

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○学習機会の提供 エコスクールを通して、子どもから大人まで、環境保全について学び理解を深めるための機会を提供します。	◎	◎	◎
○環境に配慮した行動へつなげるための啓発 イベントや講座、多様な情報媒体などを通して、あらゆる市民、地域・団体、事業者への啓発を行います。	○	○	◎
○環境情報の提供 国や県からの情報や市内の情報を収集し、ホームページや各種啓発物、ケーブルテレビなどにより、市民、地域・団体、事業者へ積極的に情報を提供します。	○	○	◎
○3Rに関する情報の提供、普及啓発 ホームページや各種広報資料により市民・事業者への情報提供を行うとともに、ごみ収集日や3R情報などを提供するスマートフォン向けの生活情報アプリの利用を促進し、3Rへの関心が低い市民層への情報提供の充実を図ります。また、ホームページやイベント、講座などにより、市民、事業者に対する普及啓発を図ります。	○	○	◎

(主な事業)

■エコスクール開催補助事業 ■3R活動講座等運営事業（3R推進HP等による普及啓発） ■3R推進協議会設置事業 など

環境保全活動の担い手づくり

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○環境リーダー・ネットワークの育成 エコスクールや環境情報を交換しつつ交流する場を通して、リーダーの養成や人と人とのネットワークの育成を行います。	◎	○	◎

(主な事業)

■エコスクール開催補助事業 ■環境基本計画推進事業 など

環境の柱 2 環境対策

～快適で安全・安心に暮らせる環境づくり～

環境分野 2

基本的な施策

大気・ばいじん

きれいな空気を守る

【基本方針】

環境基準に適合している二酸化硫黄、二酸化窒素などの発生源対策の継続と、適合していない光化学オキシダントなどの改善に向け、常時、大気汚染監視テレメータシステムにより、大気汚染の状況を監視するとともに、事業者と協力して大気汚染の改善に努めます。

また、事業者への要請などにより、降下ばいじんの発生抑制などに取り組みます。特に、測定数値が高い市南西部の降下ばいじんの削減に取り組みます。

○成果指標（まちづくり指標）

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざそう値 (平成 35 年度)	総合計画 関連番号
3	大気汚染などにより、日常生活に支障があると感じている人の割合	45%	50.2%	40%	27
4-1	降下ばいじんの量 (市内平均)	3.9t/km ² ・月	3.5t/km ² ・月	3.3t/km ² ・月	28

○成果指標

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざそう値 (平成 35 年度)	総合計画 関連番号
4-2	降下ばいじんの量 (北部平均)	2.8 t/km ² ・月	2.6 t/km ² ・月	2.5 t/km ² ・月	—
4-3	降下ばいじんの量 (南部平均)	4.9 t/km ² ・月	4.3 t/km ² ・月	4.0 t/km ² ・月	—

○行動計画と主な取り組み内容

大気の調査・監視

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○大気の調査・分析 降下ばいじんなどの測定と大気汚染の常時監視を行い、大気汚染の状況を把握するとともに、発生原因などの分析に取り組み、発生抑制に努めます。			◎
○情報提供のしくみの充実 市民が市内の大気汚染状況や企業の環境対策について知ることができる手段や場の確保を行い、特に事業者から市民への情報提供の仕組みを充実します。	○	◎	◎

(主な事業)

■大気分析事業 ■大気汚染自動測定器運用保守経費 など

公害の防止

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○事業者への指導・要請 法令や公害防止協定に基づき、大気汚染物質の排出抑制について事業者への行政指導や要請などを行います。		○	◎
○環境リスクに対応した仕組みの検討 自然災害や事故に対する企業の環境リスクを考慮したマニュアルの整備・見直しを行います。		○	◎

(主な事業)

■事業者への公害防止対策の要請・指導 ■環境リスクに対応した仕組みの検討
■環境保全林の整備 など

【基本方針】

悪臭や騒音の監視や事業者等への行政指導を行うことで、より快適な環境を守ります。

また、生活騒音や交通騒音の削減をさらに進めるため、エコドライブの励行や近隣騒音防止の啓発を行うとともに、事業所に対して騒音基準を守るよう指導します。

○成果指標

	成果指標	基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざす 方向性	総合計画 関連番号
5	環境騒音基準値の適合率	66.7%	80.0%	↗	18-2-3
6	自動車交通騒音基準値の適合率	80.0%	90.0%	↗	18-2-4



環境省「その音だいじょうぶ？（近隣騒音防止リーフレット）」より

○行動計画と主な取り組み内容

悪臭対策

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○悪臭の調査・分析 悪臭を発生する事業者に対して、立ち入り調査による臭気測定や行政指導を行います。		◎	◎

(主な事業)

■臭気分析事業 など

騒音対策

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○騒音の調査 市内各所で環境騒音や交通騒音の測定を行い、騒音の状況を把握するとともに、情報を公表します。			◎
○交通騒音の防止・対策 自動車による交通騒音を防止するため、エコドライブの普及・啓発に努めます。	◎	◎	◎
○近隣騒音の防止・対策 騒音を発生する事業者に対して、騒音基準を守るように行政指導を行います。 また、生活騒音についての知識やモラル向上のための啓発を行います。	◎	◎	◎

(主な事業)

■騒音測定事業 など

【基本方針】

河川やため池、海などの水質が改善し、人々が快適に過ごすことができ、多様な水生生物が生息できるよう、水質の調査・監視を継続的に行うとともに、下水道の整備、接続を推進します。

また、下水道未整備地域での生活排水対策とその普及・啓発や、環境浄化微生物などによる水質浄化を推進します。

○成果指標（まちづくり指標）

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざそう値 (平成 35 年度)	総合計画 関連番号
7	市内の川の水がきれいであると感じている人の割合	26.4%	30.5%	30.9%	29

○成果指標

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざす 方向性	総合計画 関連番号
8	土留木川の BOD 濃度	16.0mg/ℓ	20.0mg/ℓ	↓	19-2-1
9	大田川の BOD 濃度	2.6 mg/ℓ	2.0mg/ℓ	↓	19-2-2



大田川（栄橋付近）



加木屋大池

○行動計画と主な取り組み内容

水質の調査・監視

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○水質の調査・分析 河川やため池の水質分析を行い、水質汚濁の状況を把握するとともに、その情報を公表します。また、企業の排水調査を行い、適正に管理されているか監視を継続的に行います。	○	○	◎

(主な事業)

■水質分析事業 など

水質環境の改善

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○水質の浄化 生活排水や工場排水の適正排出を啓発するとともに、環境浄化微生物による水質浄化に取り組みます。	◎	○	◎
○下水道の整備 公共下水道の整備を進めるとともに、下水道供用開始区域では下水道への接続が行われるよう、普及啓発を行います。	○	○	◎
○合併処理浄化槽の設置促進 下水道事業認可区域外地域での合併処理浄化槽設置補助を行うとともに、維持管理が適正に行われるよう普及啓発を行います。	○	○	◎

(主な事業)

■水質浄化事業 ■下水道整備事業 ■合併浄化槽設置補助事業 など

環境の柱 3 環境保全・再生・創造

～地球の環境を考え、地域から行動できるふるさとづくり～

環境分野 5

基本的な施策

地球温暖化対策

低炭素なまちづくりを目指す

【基本方針】

市民や事業者が、環境への負荷が少ない環境行動を実践し、環境への意識が高くなるよう、普及啓発を行います。

また、環境に優しい低炭素のまちづくりの推進に取り組みます。自動車に依存した行動を見直し、エコモビリティライフを実現するため、公共交通機関の利用促進や市民・事業者への普及啓発などを行い、地球温暖化の防止に努めます。

○成果指標

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざす 方向性	総合計画 関連番号
10	太陽光発電システムの累計設置件数	1,742 件	2,933 件	↗	18-3-1
11	らんらんバスの年間利用者数	290,880 人/年	337,261 人/年	↗	31-2-1

○行動計画と主な取り組み内容

省エネルギーの推進

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○エコライフの普及啓発 国や県などのアクションキャンペーンを普及啓発するとともに、節電やクールシェア・ウォームシェアなど市民・事業者が気軽にできるエコライフの取り組みを推進します。 また、省エネ設備機器の設置を支援するとともに、利用促進のための普及啓発を行います。	◎	◎	◎
○公共施設の省エネ化 LED 照明や空調など公共施設の省エネ化に市が率先して取り組み、普及啓発を行うことで市民・事業者の省エネ活動の促進を図ります。			◎

(主な事業)

■エコライフ・省エネの普及啓発 など

再生可能エネルギーの活用

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○再生可能エネルギーの利用促進 市民による住宅用太陽光発電システムなどの設置を支援するとともに、再生可能エネルギーの利用促進のための普及啓発を行います。	◎	◎	◎
○公共施設等への再生可能エネルギーの活用 公共施設の建て替えや改築時には、市が率先して再生可能エネルギーの活用に努めます。		○	◎

(主な事業)

■太陽光発電システム設置促進補助事業 など

低炭素型まちづくり

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○公共交通機関の利用促進 電車やバスなど公共交通を軸とした自家用車に頼らない生活ができるよう、らんらんバスの運行や路線バスの利用推進など、公共交通機関の利便性を高めます。	○	○	◎
○歩行者・自転車による移動の推進 だれもが安全・安心で快適に通行できるような歩行者・自転車走行空間を創出し、徒歩や自転車による移動を推進します。	○	○	◎
○環境に優しい交通行動の普及啓発 エコモビリティライフやエコドライブの普及啓発を行います。また、低公害車について市が率先して導入するとともに、市民・事業者の導入のための普及啓発を行います。	◎	◎	◎

(主な事業)

■循環バス運行事業 ■エコドライブの推進 ■エコモビリティライフの推進
■スマートライフ通勤 ■横須賀地区無電柱化事業 など

【基本方針】

ごみが落ちておらず、きれいで快適な生活環境を創出し、良好な景観を保全するため、市民や事業者の意識を高め、地域での環境行動につながるように、地域全体での環境美化活動や普及啓発を実施します。

市民一人ひとりが自然の豊かさを感じながら暮らせるよう、花と緑があふれる美しいまちづくりを推進し、誰もが住みたくなる、住んでよかったと思われるまちづくりを目指します。

○成果指標（まちづくり指標）

成果指標		基準値 (平成24年度)	現状値 (平成27年度)	めざそう値 (平成35年度)	総合計画 関連番号
1 2	地域内にごみのポイ捨てが目立つと感じている人の割合	58.3%	51.4%	50%	30

○成果指標

成果指標		基準値 (平成24年度)	現状値 (平成27年度)	めざす 方向性	総合計画 関連番号
1 3	地域の清掃活動に参加した人数	18,453 人/年	14,288 人/年	↗	20-1-1
1 4	地域の清掃活動に参加した団体数	59 団体	81 団体	↗	—



清掃活動



21 世紀の森づくり事業（加木屋緑地）

○行動計画と主な取り組み内容

美化活動の推進

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○環境美化活動の推進 市民や事業者との協働により、市内一斉清掃やクリーンサンデーなどの環境美化活動を推進します。	◎	◎	◎
○花と緑にあふれるまちづくり いきいきと快適に暮らせるまちとなるよう、家庭や地域に花と緑があふれるまちづくりを推進します。	○	○	◎
○まちの景観の保全 パトロールや監視を行うとともに、不法投棄防止の普及啓発に取り組みます。	○	○	◎

(主な事業)

■地域環境美化推進事業 ■放置自動車処理事業 ■環境モニター設置事業
 ■花壇コンクール開催事業 ■アダプトプログラム事業 など



大堀緑道の芝桜



花壇コンクール（家庭花壇1部）



花壇コンクール（共同花壇の部）



花壇コンクール（保育園・学校花壇の部）

環境分野 7

緑・水・生き物

基本的な施策

人と自然が共生できるように、
環境保全活動を推進する

【基本方針】

市民、事業者、地域・団体、行政との協働により、市内の緑や水の保全、生物多様性の確保を図り、「ふるさと東海」らしい環境の保全・再生を目指します。

また、緑の持つ多機能性により安心や安らぎをもたらす、緑のネットワークづくりを推進します。

○成果指標（まちづくり指標）

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざそう値 (平成 35 年度)	総合計画 関連番号
1 5	花や緑が充実している と思う人の割合	72.7%	74.2%	78%	43

○成果指標

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざす 方向性	総合計画 関連番号
1 6	東海市の面積に対する 都市公園面積の割合	2.4%	2.8%	↗	—

○行動計画と主な取り組み内容

緑地の保全・持続可能な利用

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○樹木・緑地の保全・持続可能な利用 保全地区等の制度を活用し、市内の樹林地や農地、樹木などの保全と再生を図ります。 また、市民・事業者・団体・行政との協働による緑地の維持管理や持続可能な利用を行います。	○	○	◎
○緑のネットワークの保全・形成 大規模な都市公園の緑の充実やため池周辺等の樹林地・農地・街路樹等の整備・保全を行います。	○	○	◎
○緑を活用した健康まちづくり 都市公園や河川を活用した散策路エコプロムナードなどを整備し、健康づくりや生きがいがいづくりなど市民のニーズに対応した健康・レクリエーション機能の充実を図ります。			◎

(主な事業)

■保全地区等交付金交付事業 ■プレーパーク開催事業 ■建築物等緑化補助事業
■生垣設置費補助事業 ■公共施設緑化事業 など

水環境・水循環の保全・持続可能な利用

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○水環境の保全・持続可能な利用 生物の生息空間としての河川やため池の保全を図ります。 また池干しなどを行う際には、環境教育のフィールドとして活用します。	○	○	◎
○水循環の確保・持続可能な利用 水資源の有効利用かつ都市防災の観点から、雨水を地中に浸透させる雨水貯留浸透施設の設置を進めます。	◎	◎	◎

(主な事業)

■水質浄化事業 ■雨水貯留浸透施設設置費補助 ■河川・ため池の保全 など

生物多様性の保全・持続可能な利用

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○生物多様性の普及啓発 生物多様性の重要性について、市民・事業者への理解が進むよう、普及啓発に取り組みます。	○	○	◎
○生物の生息空間の保全・持続可能な利用 生物の生息空間としての河川やため池、緑地などの保全を図るとともに、環境教育のフィールドとして活用します。	◎	◎	◎
○外来種の駆除・在来種の保全 在来種の生息を脅かす外来種の駆除・防除を行うことで、生物多様性の保全を図ります。	○	○	◎

(主な事業)

■外来種駆除事業 ■環境に配慮した農業の推進 など

環境の柱 4 循環型社会

～もったいない 3Rで進める快適なまちづくり～

環境分野 8

基本的な施策

3R活動

ごみ減量と資源化を推進する

【基本方針】

市民、事業者、団体、行政の協働による3R活動を推進し、一人ひとりがごみの減量や分別に意識を持って取り組めるような、快適なまちづくりを進めます。

また、市民だけでなく、事業者が排出するごみの減量や資源化についても、重点的に取り組みます。

○成果指標（まちづくり指標）

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざそう値 (平成 35 年度)	総合計画 関連番号
17	ごみ減量、リサイクルを心がけている人の割合	90.1%	88.8%	95%	31
18	市民一人当たりのごみの総量*	995g/ (人・日)	950g/ (人・日)	900g/ (人・日)	32

※指標 18 「市民一人当たりのごみの総量」は、民間の資源回収を含みます。

○成果指標

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざす 方向性	総合計画 関連番号
19	市民一人当たりの家庭系ごみの排出量	552g/ (人・日)	526g/ (人・日)	↓	21-1-1
20	事業系ごみの総排出量	9,753.85t	9,821.86t	↓	—

○行動計画と主な取り組み内容

リデュースの推進

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○生ごみ減量対策の推進 可燃ごみのうち多くを占めている生ごみに注目し、冷蔵庫の中の確認や unnecessary な物を買わないなどの食べ切り・使い切り・水切りを推進し、ごみの減量を目指します。	◎	◎	◎

(主な事業)

■ 3 R 活動啓発事業 ■ EM 処理剤配布事業 ■ ごみ指定袋制度推進事業 など

リユースの推進

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○啓発イベントの開催 リサイクルフェアやフリーマーケットなど、市民が気軽にリユース製品に触れられるイベントなどの機会を設けます。	◎		◎
○リユース情報の提供 不用品であってもまだ使えるものを有効に活用するため、市が仲介してリサイクル・リユース製品の情報提供を行います。	◎		◎

(主な事業)

■ 3 R 活動啓発事業 ■ リサイクルフェア開催事業 ■ 3 R 活動講座等運営事業 など



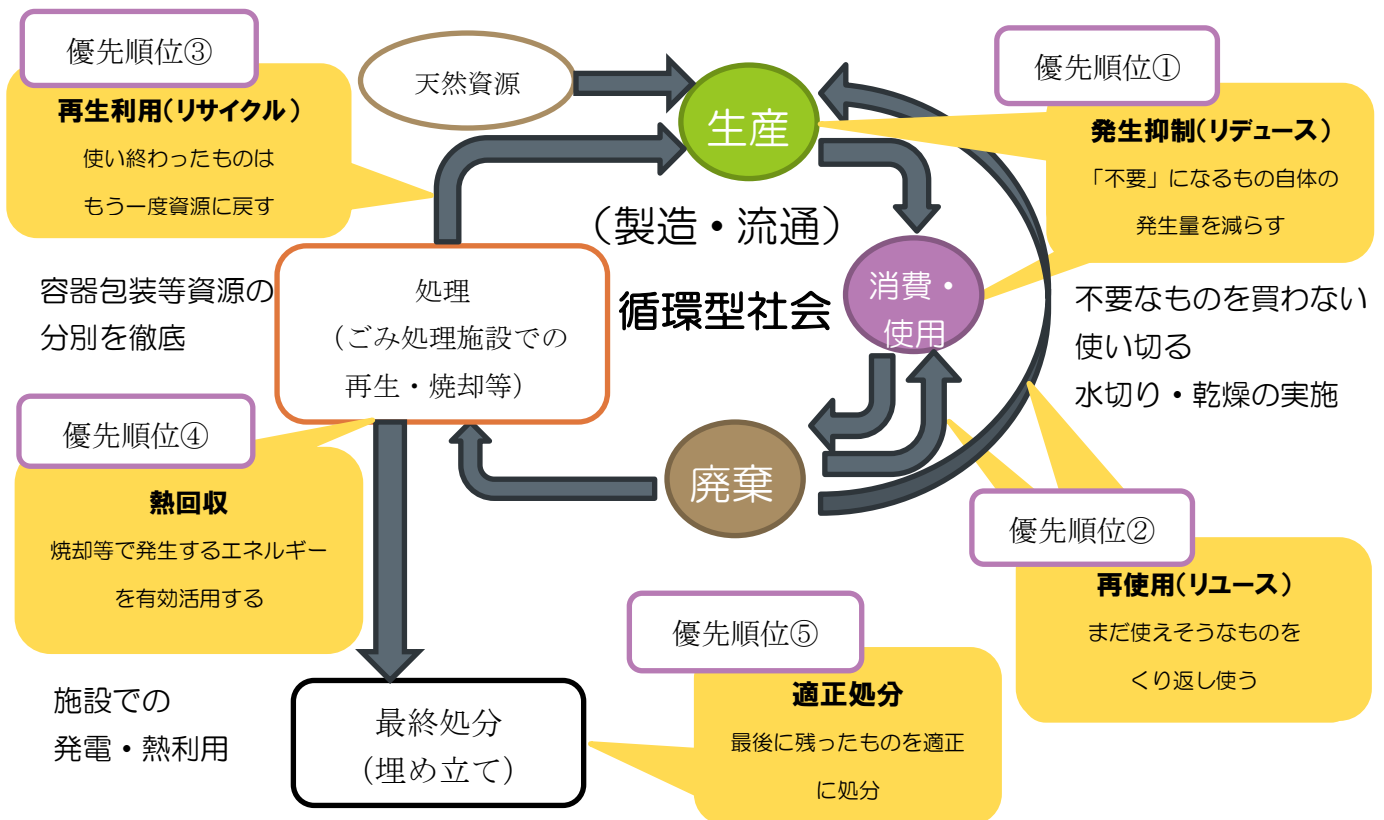
3 R 活動啓発ブース (秋まつり)

リサイクルの推進

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○資源分別回収の推進 ごみの分別を徹底し、スチール缶などの資源の正しい分別・リサイクルを推進します。	◎	◎	◎
○資源集団回収の推進 地域・団体や子ども会などが自主的に実施する資源集団回収の促進を図ります。	◎	◎	◎

(主な事業)

■資源再商品化事業 ■資源分別収集事業 ■資源集団回収事業
 ■リサイクルセンター管理運営経費 ■プラスチック製容器包装中間処理事業 など



目指すべき循環型社会

【基本方針】

ごみの排出について、市民・事業者のマナーやモラルが向上し、適正な排出ができるよう、普及啓発を行います。

また、行政はごみを安全に処分するための施設運営や整備に取り組みます。

○成果指標

成果指標		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 27 年度)	めざす 方向性	総合計画 関連番号
2 1	プラスチック製容器包装の不適合物混合率	8.0%	8.0%	↓	—



ごみカレンダー



ごみの出し方



分別辞典

生活情報アプリ「東海なび」

○行動計画と主な取り組み内容

ごみの適正排出・処分

主な取り組み内容	役割分担		
	市民・団体	事業者	行政
○ごみの適正排出の推進 可燃・不燃・資源に分けるといったごみの適正な排出について、市民・事業者の理解が深まり排出マナーが高まるように普及啓発を行います。特に事業者については、助言指導を行いつつ、適正な排出の実現を目指します。	◎	◎	○
○ごみの適正な処分 ごみを衛生的・効率的に収集し、安全で安定的に処分するための体制を整備します。			◎
○有害廃棄物の適正な処分 人体や環境に有害な廃棄物については、安全性を確認した上で適正な処分を行います。			◎
○ごみ関連施設の維持管理 リサイクルセンターやごみ焼却施設といったごみ処理施設を維持管理し、適正なごみ処理を進めます。			◎

(主な事業)

■リサイクルセンター管理運営経費 ■清掃工場管理運営経費 ■焼却残さ等処分事業
■最終処分場管理運営経費 ■使用済乾電池処分事業 ■し尿処理事業 など



清掃センター（清掃工場）



こんなことからできる！

	市 民	地域・団体
環境教育	◆昆虫採集をする ◆外で遊び自然と触れ合う機会を増やす	◆地域で自然観察会を行う ◆団体同士で情報交換をする
大気・ばいじん	◆野焼きをしない	◆地域で野焼き防止を呼びかける
悪臭・騒音	◆大きな音を出さない ◆浄化槽の点検、清掃を定期的に行う	◆地域で側溝清掃を行う
水質	◆油や洗剤を多量に流さない ◆下水道に接続する	◆親水イベントを開催する
地球温暖化対策	◆電気、ガス、水道の使用量を記録する ◆自転車や徒歩で出かける	◆団体の移動するとき公共交通機関を利用する
環境美化	◆ごみのポイ捨てをしない ◆ペットの糞尿を始末する	◆地域で清掃活動を行う
緑・水・生き物	◆身近な生き物、植物を調べる ◆ペットを捨てない	◆地域で外来植物を除草する
3R活動	◆食品は使い切るようにする ◆余分なものは買わない	◆資源集団回収に協力する
適正排出・処分	◆ルールを守ってごみを出す	◆集積場所をきれいにする

あなたの環境行動

事業者

- ◆環境への取り組みを市民に公開する
- ◆工場見学などのイベントを行う

- ◆粉じん飛散を防止する

- ◆早朝・夜間に大きな音を出さない
- ◆大型車両の運転には注意する

- ◆排水処理を適正に行う
- ◆下水道に接続する

- ◆自転車、徒歩通勤を奨励する
- ◆施設に LED 照明を導入する

- ◆事業所周辺をきれいにする

- ◆事業所内の緑化に努める

- ◆過剰包装をやめる

- ◆ごみを適正に排出する

行政

- ◆エコスクールを開催する
- ◆環境イベント開催を支援する

- ◆大気の調査・分析を行う
- ◆事業者への指導・要請を行う

- ◆悪臭、騒音の調査・分析を行う
- ◆事業者への指導・要請を行う

- ◆水質の調査・分析を行う
- ◆下水道の整備を進める

- ◆自転車や徒歩の移動環境を整備する
- ◆再生可能エネルギーの導入を助成する

- ◆道路の清掃活動を行う
- ◆パトロールや監視を行う

- ◆公園や緑地を整備する
- ◆外来種を駆除し、在来種を保全する

- ◆生ごみの減量につながる情報を提供する
- ◆リユース情報を提供する

- ◆ごみを適正に処分する
- ◆ごみ捨てのルールが守られるよう情報提供する

環境に配慮した行動ってなに？
自分に何ができるの？



例えば、こんなふとしたことが環境行動です♪





第5章 計画の推進方法



第5章 計画の推進方法

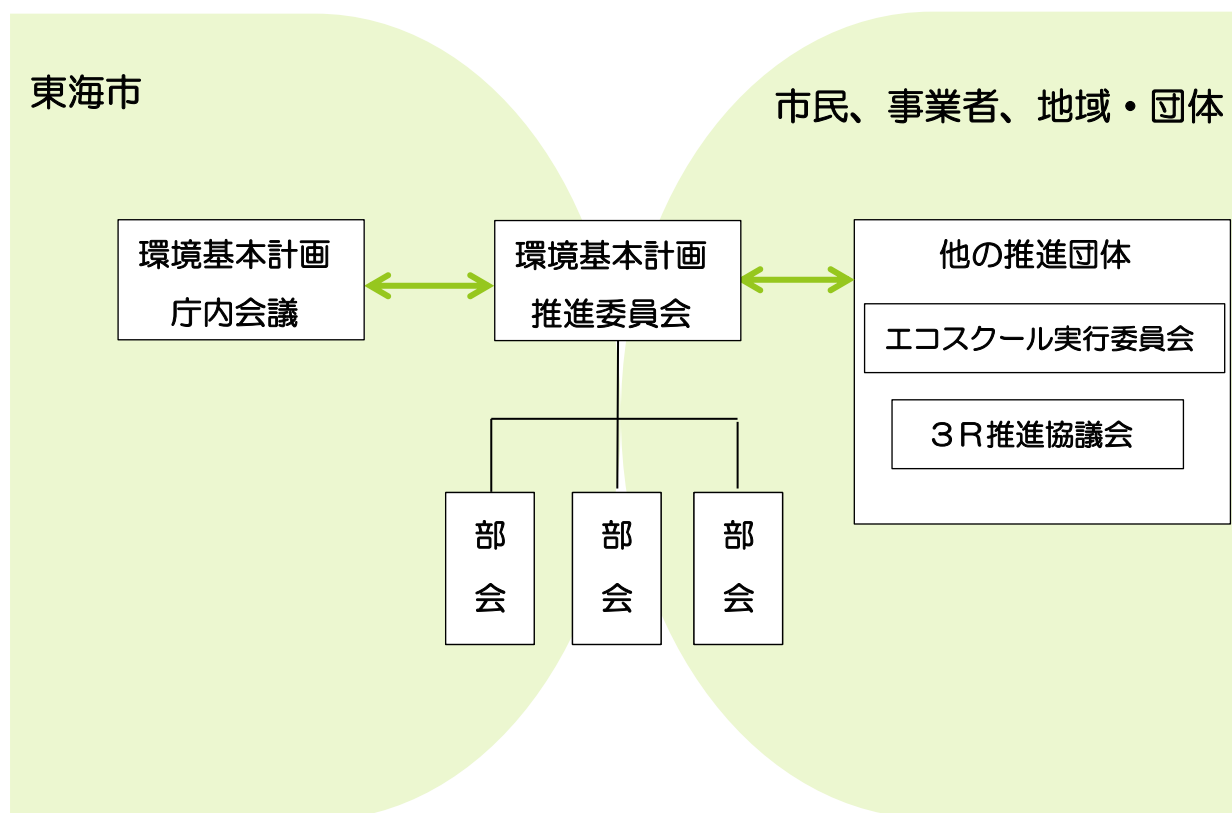
1. 推進体制

東海市の環境をよりよいものにしていくためには、行政が主体的に取り組むべきこともありますが、市民や事業者一人ひとりが、目の前の問題として取り組み、市全体として一歩ずつ着実に前に進んでいくことが大切と考えます。

第6次東海市総合計画においても、「市政運営の基本として、市民参画と市民との協働と共創によるまちづくりを進め、めざすまちの姿の実現に当たっては、自助・共助・公助の相互連携を基盤に、市民、地域・団体、行政など全てのまちづくりの主体が目標を共有するとともに、それぞれが果たすべき責任と役割を明確にして、共に手を携え、相互に補完し、協力して進めるもの」としています。

そのため、本計画においても、施策・事業の進捗状況などについて、市民・事業所・団体との協働組織である「環境基本計画推進委員会」において進行管理を行い、他の団体、組織などとも連携しながら事業を実施するなど、計画的かつ着実に施策・事業を推進していきます。

また、計画の推進にあたっては、本市が有するさまざまな環境資源を十分に活用し、環境の保全・創造を図っていけるよう、施策の推進に努めます。

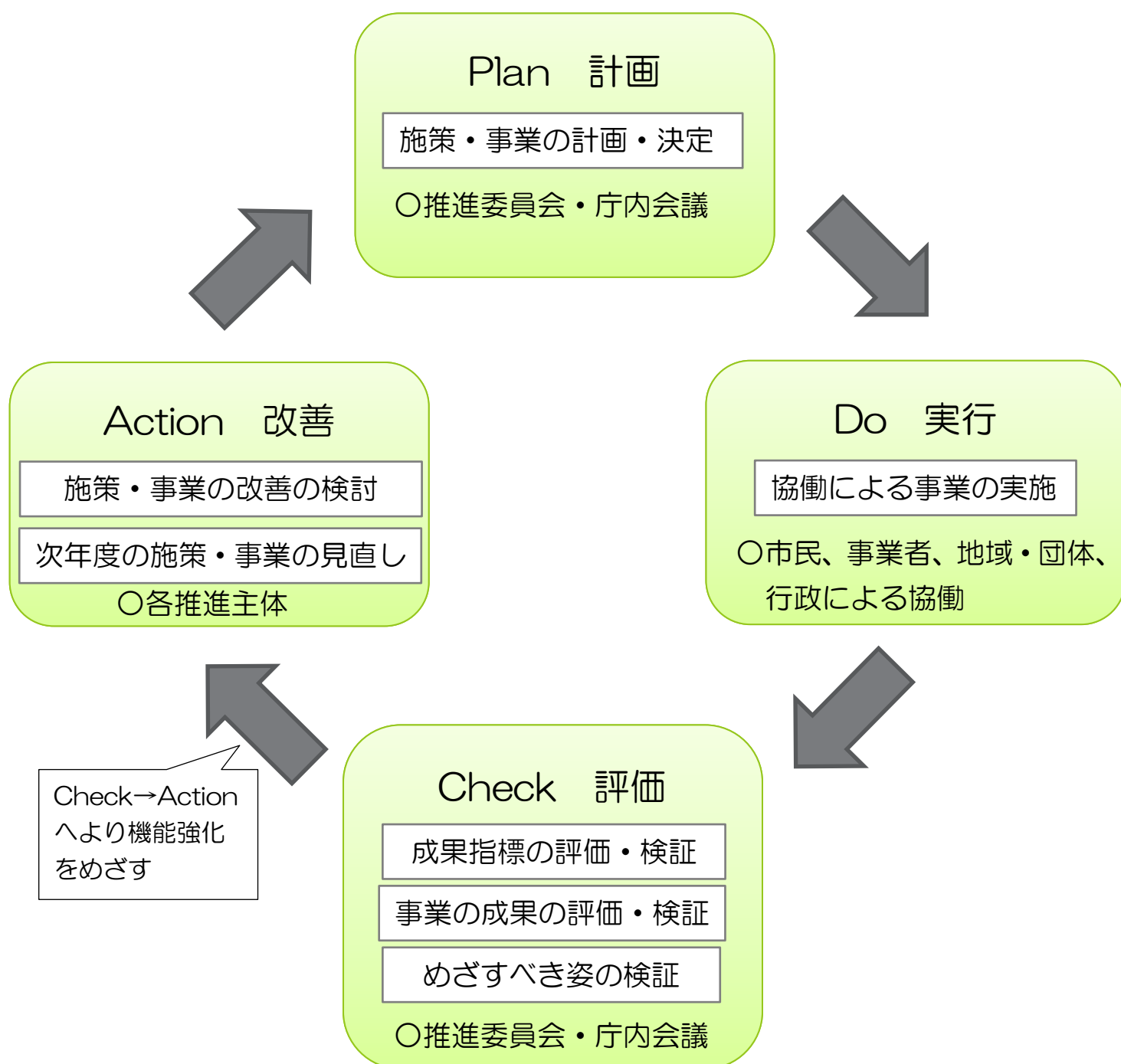


2. 進行管理

9つの環境分野ごとに設定した「成果指標」について毎年度点検・評価を行うとともに、施策・事業の進捗状況や課題などを把握し、めざすべき姿の達成状況について検証を行います。また、事業の有効性や必要性などについても評価・検証し、施策・事業の見直しを行っていきます。

なお、施策・事業の進捗状況については、毎年の報告書を作成するなど、広く市民・事業者などに公表していきます。

計画の進行管理（PDCA サイクル）の進め方





參考資料



1. 東海市環境基本条例

平成17年6月30日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、市、市民及び事業者の責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に推進されることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働・共創により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、並びに自然環境を適正に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第6条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、並びに環境が適正に保全され、及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の特色を生かした快適な環境が創造されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量による環境への負荷の低減が図られ、地球温暖化の防止等環境の保全及び創造に資すること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、東海市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する意見を反映することができるよう努めなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第10条 市は、環境の保全及び創造のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等の充実により、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究、監視等)

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の報告書を作成し、公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第16条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(東海市環境審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、東海市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員19人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 環境関係団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市内に住所を有する者

5 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例(平成16年東海市条例第11号)の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東海市環境審議会条例(平成8年東海市条例第20号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の東海市環境審議会条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている東海市環境審議会の委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例第17条第3項の規定により委嘱され、又は任命された東海市環境審議会の委員とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、旧委員としての委員の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成20年条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

2. 計画策定の検討経過

日 程	会 議	内 容
平成28年 5月31日	第1回 環境基本計画推進委員会	・平成27年東海市環境基本計画成果指標の状況について ・第2次東海市環境基本計画について
平成28年 6月20日	環境基本計画推進委員会 第1回生活環境部会	・計画の柱とビジョンについて ・新計画の検討における分担について ・各施策において実施する事業について
平成28年 6月29日	環境基本計画推進委員会 第1回廃棄物・リサイクル部会	
平成28年 7月 1日	環境基本計画推進委員会 第1回社会環境部会	
平成28年 7月 1日	第1回環境基本計画庁内会議	・第2次東海市環境基本計画について
平成28年 7月15日	第2回環境基本計画推進委員会	・新計画における分担について ・計画の柱とビジョンについて ・施策・事業、成果指標について
平成28年 7月20日	環境基本計画推進委員会 第2回生活環境部会	・各施策において実施する事業について
平成28年 7月25日	環境基本計画推進委員会 第2回社会環境部会	
平成28年 7月28日	環境基本計画推進委員会 第2回廃棄物・リサイクル部会	・各施策において実施する事業について ・指標について
平成28年 8月 8日	第1回環境審議会	・第2次東海市環境基本計画について（諮問）
平成28年 8月25日	環境基本計画推進委員会 第3回生活環境部会	・各施策において実施する事業について ・指標案について
平成28年 8月29日	環境基本計画推進委員会 第3回社会環境部会	
平成28年 9月12日	環境基本計画推進委員会 第3回廃棄物・リサイクル部会	

日 程	会 議	内 容
平成２８年 １０月１７日	第２回環境基本計画庁内会議	・第２次東海市環境基本計画素案について
平成２８年 １０月２４日	環境基本計画推進委員会 第４回生活環境部会	・第２次東海市環境基本計画素案について
平成２８年 １０月２６日	環境基本計画推進委員会 第４回社会環境部会	
平成２８年 １１月 ８日	第３回環境基本計画推進委員会	・第２次東海市環境基本計画素案について ・東海市環境基本計画年次報告書について
平成２８年 １１月１５日 ） １２月１４日	パブリックコメント実施	・第２次東海市環境基本計画概要案について
平成２８年 １２月１９日	第２回環境審議会	・第２次東海市環境基本計画素案について
平成２９年 １月１８日	第３回環境基本計画庁内会議	・第２次東海市環境基本計画素案について
平成２９年 １月２５日	第４回環境基本計画推進委員会	・第２次東海市環境基本計画素案について
平成２９年 ２月１３日	第３回環境審議会	・第２次東海市環境基本計画について（答申）

3. 東海市環境審議会

3-1 東海市環境審議会規則

平成17年6月30日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市環境基本条例(平成17年東海市条例第26号)第17条第7項の規定に基づき、東海市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第21号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

3－2 東海市環境審議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分
会 長	児 玉 剛 則	学識経験者
副会長	今 頭 克 仁	関係行政機関の職員
委 員	渡 邊 和 子	学識経験者
	大 橋 直 子	学識経験者
	久 野 辰 男	学識経験者
	佐 藤 雅 之	環境関係団体の代表
	秋 山 和 子	学識経験者
	井 上 衛	学識経験者
	小 島 朗	環境関係団体の代表
	持 田 和 之	環境関係団体の代表
	神 谷 晃 次	環境関係団体の代表
	浅 倉 久 子	環境関係団体の代表
	近 藤 功	環境関係団体の代表
	青 木 均	環境関係団体の代表
	堀 見 泰 資	事業者の代表
	小野木 一 夫	関係行政機関の職員
	尾 崎 弘 二	関係行政機関の職員
	森 美 紀	市内に住所を有する者
	松 谷 慶 子	市内に住所を有する者

4. 東海市環境基本計画推進委員会

4-1 東海市環境基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 東海市環境基本計画で示された環境ビジョンを実現するため、東海市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 環境ビジョンを実現するための提案
- (2) 環境ビジョンを実現するための事業に関する調査、企画、実施等
- (3) 事業の推進に関する啓発

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) NPOを代表する者

3 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の規定に基づき、当該委員の公募を実施するものとする。

4 委員会に委員長及び3人の副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別な理由があるときは、委員の任期中であっても解職することができる。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会の所掌する事項の分野ごとの提案等を行うため、委員会に次の部会を置く。

- (1) 社会環境部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 廃棄物・リサイクル部会

2 部会に部会長を置き、第3条第4項に規定する副委員長が部会長となる。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(運営)

第7条 委員会は、自主運営を基本とし、市は必要に応じて支援する。

2 委員会には、運営に関し助言を行う者を置くことができる。

(負担)

第8条 市は、委員会の運営に必要な経費を予算の範囲内において負担する。

(庶務)

第9条 委員会の市における庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

2 社会環境部会及び生活環境部会の市における庶務は環境経済部生活環境課において、廃棄物・リサイクル部会の市における庶務は清掃センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

2 この要綱の施行の際、最初に委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

4－2 東海市環境基本計画推進委員会委員名簿

() は旧委員

役 職	氏 名	部会	推 薦 母 体
委員長	早 川 宏 司	社会環境	企業、事業者の代表
副委員長	山 本 隆 明	社会環境 (部会長)	企業、事業者の代表
	倉 橋 和 宏	生活環境 (部会長)	企業、事業者の代表
	深 谷 保	廃棄物・リサイクル (部会長)	企業、事業者の代表
委 員	河 合 勲	廃棄物・リサイクル	企業、事業者の代表
	小 島 知恵子	廃棄物・リサイクル	環境関係団体の代表
	秋 山 和 子	社会環境	環境関係団体の代表
	南 川 陸 夫	生活環境	環境関係団体の代表
	(平 松 俊 彦)	生活環境	環境関係団体の代表
	斉 藤 博	生活環境	環境関係団体の代表
	森 岡 良 枝	廃棄物・リサイクル	環境関係団体の代表
	毛 利 まり子	廃棄物・リサイクル	市内に住所を有する者
	寺 島 賀 子	社会環境	市内に住所を有する者
	吉 鶴 弥 生	生活環境	市内に住所を有する者
	平 松 浩 子	社会環境	市内に住所を有する者
	追 分 僚 子	生活環境	市内に住所を有する者
アドバイザー	千 頭 聡	—	日本福祉大学教授

5. 東海市環境基本計画庁内会議

(1) 東海市環境基本計画庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 東海市環境基本計画で示された環境ビジョンを実現するため、東海市環境基本計画庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 庁内会議は、会長、副会長及び17人以内の委員をもって組織する。

(会長及び副会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 庁内会議においては、会長が議長となる。

3 庁内会議は、議事に関係のある課等の長その他の職員を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

5－2 東海市環境基本計画庁内会議委員名簿

役 職	氏 名	職 名
会 長	沢 田 稔 幸	環境経済部長
副 会 長	荒 谷 幸 司	環境経済部次長 兼生活環境課長
	小 島 康 弘	清掃センター所長 兼清掃センター課長
委 員	熊 谷 和 彦	交通防犯課長
	小笠原 孝 市	市民協働課長
	中 村 哲 也	検査管財課長
	内 山 貴 裕	財政課長
	小 島 久 和	企画政策課長
	橘 洋 子	幼児保育課長
	高 津 和 久	農務課長
	鈴 木 俊 毅	商工労政課長
	伊 藤 彰 浩	都市政策監 兼都市整備課長
	早 川 明 徳	都市建設部次長 兼花と緑の推進課長
	大 西 彰	土木課長
	歌 丸 俊 明	水道部次長 兼下水道課長
	小笠原 尚 一	学校教育課長
	津 田 誠一郎	中心街整備課長

6. 用語解説

●アダプトプログラム

市民、NPO等が道路や公園などの公共施設の里親になり、ボランティアで美化活動や管理を行う制度。東海市では公共施設の花壇等を対象に平成16年度から実施している。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

●エコドライブ

不要なアイドリングをしない、急な発進・加速・減速をしない、無駄な荷物を積まない等の心がけにより、消費燃料を節約し、大気汚染物質や温室効果ガスの排出を削減する運転方法。

●エコモビリティライフ

環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげたことばで、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル。

●外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物。生態系に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われる。

●環境浄化微生物

愛媛県産業技術研究所（旧愛媛県工業技術センター）が汚泥の削減と水質改善を目指して開発したもので、砂糖・ヨーグルト・納豆・ドライイースト・水道水を混ぜ合わせて温めて（発酵させて）作ったもの。東海市では平成21年から無料配布している。

●環境リスク

化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのこと。そのリスクは、「有害性」と「暴露量」で評価され、たとえば、有害性が相当大きなものでもその暴露する量がほとんどなければリスクは小さいと評価される。

●クールシェア・ウォームシェア

涼しい場所・暖かい場所をみんなで分かち合うことで、地域全体としてのエネルギー消費を減らそう、という取り組み。

●3R（スリーアール）

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）という資源循環において重要な取り組みである3つのRを指す用語。

●3010（サンマルイチマル）運動

3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減する運動。

●微小粒子状物質（PM2.5）

Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子以下の粒子状物質。 $2.5\mu\text{m}$ は髪の毛の太さの 30 分の 1 程度、花粉より小さい大きさである。

●再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスなどエネルギー源として永続的に利用することができると認められるもののこと。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない。

●生態系ネットワーク

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワーク。エコロジカル・ネットワークともいう。

●生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

●燃料電池

水素と酸素の化学反応（水の電気分解の逆反応）により、電力と熱を発生させる技術。発電の際、発生するものは水のみであり、二酸化炭素は発生しない。また燃料電池自体には駆動する部分がないため、騒音・振動等もなく、きわめて環境に良い発電であるが、水素が必要であり、多くの場合、天然ガスの改質により水素を製造する。

●ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

●ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

●ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

●浮遊粒子状物質 (SPM)

Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ の粒子以下の粒子状物質。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがある。

●光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物 (NO_x) や炭化水素類 (HC) が、紫外線を受けて光化学反応を起こし二次的に生成される酸化性物質。光化学大気汚染 (いわゆる光化学スモッグ) の原因物質とされる。その発生は、気温、風向、風速、日射量などの気象条件に大きく左右され、主に夏季に高濃度となりやすい。

●フロン

フルオロカーボン (フッ素と炭素の化合物) の総称。フロン回収・破壊法では、CFC (クロロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC (ハイドロフルオロカーボン) をフロン類と呼んで規制している。化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有しているが、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、より影響の小さなフロンや他の物質への代替が、可能な分野から進められている。

●プレーパーク

「けがと弁当は自分もち」の理念のもと、子どもたちが自分の好奇心を追求し創意工夫を重ねながら、自由にのびのびと遊べる冒険遊び場。子どもの遊びをサポートしたり、相談にのったりするプレーリーダーが常駐して、自然を活かした手作りのアスレチックや工作などで楽しむことができる。

●BOD (ビーオーディー)

Biochemical Oxygen Demand の略。溶存酸素の存在のもとで、水中の有機物質が好気性微生物により、生物化学的酸化分解され安定化する際に 20°C で 5 日間に消費される酸素量を mg/l で表したものの。河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニアなどになる。その際水中の溶存酸素が消費されるので数値が高いと、有機物質濃度が高く汚染されていることを示す。

●EM 処理剤

EM とは、Effective Microorganisms (有用微生物群) の頭文字をとった用語。EM を米ぬか・もみ殻・糖蜜と一緒に混ぜ合わせて作ったものが EM 処理剤で、生ごみと混ぜ発酵させると生ごみ堆肥になり、生ごみの減量を図ることができる。

●ESD (イーエスディー)

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されている。環境、貧困、人権、平和、開発などの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動であり、つまり持続可能な社会づくりの担い手を育む教育である。

7. 成果指標算出方法

成果指標		算出方法	現状値 (平成27年度)	めざそう値 (平成35年度) 又はめざす方向性
環境の柱1 環境教育				
1	エコスクールの参加者数	1年間のエコスクールの参加者数（事務局、保育園、公募及び関連講座分）	1,094人/年	↗
2	生活情報アプリの累計ダウンロード数	1年間の生活情報アプリのダウンロード数	—	↗
環境の柱2 環境対策				
3	大気汚染などにより、日常生活に支障があると感じている人の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	50.2%	40%
4-1	降下ばいじんの量（市内平均）	市内10箇所ですべて毎月測定した数値の各測定地1年間の平均値の合計/10箇所	3.5t/km ² ・月	3.3t/km ² ・月
4-2	降下ばいじんの量（北部平均）	市内北部地域5箇所（一番畑保育園、名和児童館、名和町吹付、名和東児童館、上野中学校）で毎月測定した数値の各測定地1年間の平均値の合計/5箇所	2.6t/km ² ・月	2.5t/km ² ・月
4-3	降下ばいじんの量（南部平均）	市内南部地域5箇所（ソラト太田川、文化センター、養父児童館、横須賀中学校、三ツ池保育園）で毎月測定した数値の各測定地1年間の平均値の合計/5箇所	4.3t/km ² ・月	4.0t/km ² ・月
5	環境騒音基準値の適合率	環境騒音測定地点（市内6箇所）×2区分（昼間・夜間）で計12測定値が環境基準に適合している割合	80.0%	↗
6	自動車交通騒音基準値の適合率	自動車交通騒音測定地点（市内5箇所）×2区分（昼間・夜間）で計10測定値が要請限度を超えない割合	90.0%	↗
7	市内の川の水がきれいであると感じている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	30.5%	30.9%
8	土留木川のBOD濃度	BOD濃度の1年間の平均値（土留木川 竜ノ脇交差点）	20.0mg/ℓ	↘
9	大田川のBOD濃度	BOD濃度の1年間の平均値（大田川 大宮橋）	2.0mg/ℓ	↘

成果指標		算出方法	現状値 (平成 27 年度)	めざそう値 (平成 35 年度) 又はめざす方向性
環境の柱 3 環境保全・再生・創造				
10	太陽光発電システムの累計設置件数	中部電力株式会社と売買契約を締結している契約数の累計	2,933 件	↗
11	らんらんバスの年間利用者数	1 年間のらんらんバスの利用者数	337,261 人/年	↗
12	地域内にごみのポイ捨てが目立つと感じている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	51.4%	50%
13	地域の清掃活動に参加した人数	この 1 年間で環境月間及び環境衛生月間の清掃活動に参加した企業・事業所、コミュニティ、町内会・自治会、子ども会、母親クラブなどの合計人数	14,288 人/年	↗
14	地域の清掃活動に参加した延べ団体数	この 1 年間で環境月間及び環境衛生月間の清掃活動に参加した企業・事業所、コミュニティ、町内会・自治会、子ども会、母親クラブなどの合計団体数	81 団体	↗
15	花や緑が充実していると思う人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	74.2%	78%
16	東海市の面積に対する都市公園面積の割合	市内の都市公園面積/東海市の面積×100	2.8%	↗
環境の柱 4 循環型社会				
17	ごみ減量、リサイクルを心がけている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	88.8%	95%
18	市民一人当たりのごみの総量	【1 年間のごみ（家庭系・事業系（可燃物＋不燃物））の清掃センターへの総搬入量＋分別収集・資源集団回収・ごみ集積場で回収した 1 年間の資源回収量＋市で把握している民間で回収した 1 年間の資源回収量】/年間日数/人口	950g/（人・日）	900g/（人・日）
19	市民一人当たりの家庭系ごみの排出量	1 年間の家庭ごみ（可燃物＋不燃物）の清掃センターへの総搬入量/年間日数/人口	526g/（人・日）	↘
20	事業系ごみの総排出量	1 年間の事業系可燃ごみの総重量＋事業系不燃ごみの総重量	9,821.86t	↘
21	プラスチック製容器包装の不適合混合率	1 年間に回収したプラスチック製容器包装の不適合物の混入割合。 プラスチック製容器包装に含まれる不適合物の総重量/プラスチック製容器包装収集量の総重量	8.0%	↘

未 来 に つ な ぐ 美 し い ふ る さ と 東 海

快適な市民生活の再生と創造が進み、多くのひとが環境に配慮した行動を行うことや、身近な場所での生き物とのふれあいを通じて感動が生まれています。

そして、様々な世代のひとが健康に暮らしている「美しいふるさと東海市」に愛着を持ち、子どもたちがふるさとに誇りを持って生活している未来へとつなげています。

東海市役所環境経済部生活環境課
〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地
電 話：052-603-2211, 0562-33-1111
F A X：052-603-6910

発行：平成29年3月